山形県居宅介護職員初任者研修等事業の指定に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日障発0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「通知」という。)に定める居宅介護職員初任者研修等事業(以下「研修事業」という。)の指定について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業者及び研修内容の指定要件

研修事業の実施者は、次の各号に定める要件を満たすものとして山形県知事が認めたものとする。

(1) 事業者に係る要件

- ① 研修事業の趣旨を十分に理解していること。
- ② 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- ③ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の 収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 研修課程及び内容に係る要件

- ① 各研修課程については、次の各号に掲げるとおりとし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、カリキュラムに講義内容を追加して実施することができる。
 - ア 居宅介護職員初任者研修課程
 - イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程
 - ウ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程
 - 工 重度訪問介護従業者養成研修追加課程
 - 才 重度訪問介護従業者養成研修統合課程
 - 力 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程
 - キ 同行援護従業者養成研修一般課程
 - ク 同行援護従業者養成研修応用課程
 - ケ 行動援護従業者養成研修課程
 - コ 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程(告示第1条第20項に規定する告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第209号。以下「旧告示」という。)第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修に相当するものとして山形県知事が認める研修の課程をいう。以下同じ。)
 - サ 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程(告示第1条第20項に規定する旧告 示第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修に相当するものとして山形県

知事が認める研修の課程をいう。以下同じ。)

- シ 知的障がい者移動介護従業者養成研修課程(告示第1条第20項に規定する旧告示第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修に相当するものとして山形県知事が認める研修の課程をいう。以下同じ。)
- ス 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)
- セ 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)
- ② 受講対象者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は移動の介護(前号ス及びセについては、障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務)に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は従事している者とし、各課程の研修時間は、次のとおりとする。

課程	時 間
居宅介護職員初任者研修課程	1 3 0
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	5 0
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	1 0
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	1 0
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	20.5
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	1 2
同行援護従業者養成研修一般課程	2 0
同行援護従業者養成研修応用課程	1 2
行動援護従業者養成研修課程	2 4
視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程	2 0
全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程	1 6
知的障がい者移動介護従業者養成研修課程	1 9
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	1 2
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)	1 2

- ③ 研修期間については、次のとおりとする。
 - ア 居宅介護職員初任者研修課程については、原則として8月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとして差し支えない。
 - イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、原則として4月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。
 - ウ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1月以内に修了する こととする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範 囲内で修了することとして差し支えない。
 - エ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。

また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

- オ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- カ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程については、原則として1月以内に 修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、 2月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- キ 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ク 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむ得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、6月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ケ 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修 了することとして差し支えない。
- コ 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむ得ない場合については、4月の 範囲内で修了することとして差し支えない。
- サ 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修 了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4 月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- シ 知的障がい者移動介護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ス 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- セ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ④ 各課程の位置付け等は次のとおりとする。
 - ア 居宅介護職員初任者研修課程

居宅介護職員初任者研修課程は、居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術 を習得することを目的として行われることとする。

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

障害者居宅介護従業者基礎研修課程は、居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものに対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

工 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障がい者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われることとする(ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合にはこの限りではない。)。

才 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、ウ、工及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚令49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程(以下、「基礎研修」という。)を統合したものとして行われることとする。

力 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は、重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、当該障がい者の特性の理解及び居宅内の外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

キ 同行援護従業者養成研修一般課程

同行援護従業者養成研修一般課程は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に、当該障がい者等に同行して、移動に必要な情報を 提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者が外 出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行 われることとする。

ク 同行援護従業者養成研修応用課程

同行援護従業者養成研修応用課程は、一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障がい者(児)の障がい及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われることとする。(ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。)

ケ 行動援護従業者養成研修課程

行動援護従業者養成研修課程は、知的障がい者又は精神障がいにより行動上著しい

困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、当該障がい者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

コ 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程

視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程は、視覚障がい者(児)に対する外出時に おける移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることと する。

サ 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程

全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程は、全身性の障がいを有する者(児) に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的とし て行われることとする。

シ 知的障がい者移動介護従業者養成研修課程

知的障がい者移動介護従業者養成研修課程は、知的障がい者(児)に対する移動の 介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われることとする。

ス 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、強度行動障がいを有する者に対し、 適切な支援を行う職員の人材育成を目的として行われることとする。

セ 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)

強度行動障害支援者養成研修(実績研修)は、強度行動障がいを有する者に対し、 適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として行われることとする。

- ⑤ 研修課程の免除等については下記のとおりとする。
 - ア 障害者支援施設等の生活支援員として実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができるものとし、その具体的な免除科目については、職種、施設、事業所の種類、経験年数等を勘案して知事が決定するものとする。
 - イ 看護師等(看護師、准看護師をいう。以下同じ。)の資格を有する者については、 居宅介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして業務に従事することが できる。ただし、看護師等の業務に従事した時期から相当の期間を経ている者又は在 宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職 場研修等を適切に行うことが望ましい。

なお、看護師等の資格を有する者を居宅介護従業者として雇用する場合は、居宅介護従業者として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定される診療の補助及び療養上の世話の業務(社会福祉士法及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の規定に基づく自らの事業又はその一環として、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、器官カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻栄養をいう。以下同じ。)の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。)を行うものではない。

ウ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の 指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技 能を習得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了している者については、当該研修における履修科目が、居宅介護職員初任者研修課程において履修すべき科目を包括すると認められることから、居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができるものとする。

エ その他、免除となる研修科目については、別紙2のとおりとする。

(3) 研修方法に係る要件

- ① 原則として講義、演習、実習の順序で行うこと。
- ② 研修は通信の方法によって行うことができる。ただし、各研修課程に適した講義室、演習室、講師のもと添削指導及び面接指導による適切な指導が行われ、面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係るものについては3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程、視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程、全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程、知的障がい者移動介護従業者養成研修課程、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び強度行動障害支援者養成研修(実践研修)にあっては1時間以上とすること。
- ③ 研修を通信の方法によって行う場合においては、その他別紙3の基準により行うこと。
- ④ 研修科目を免除する場合、事業者は、修了証等の証明書類を提出させることにより、受講者が免除の要件を満たしているか確認すること。
- ⑤ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)と、行動援護従業者養成研修課程は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)と重なる内容があることから、それぞれ合同で開催できるものであること。

(4) 講師に係る要件

- ① 講師については、各課程の各科目を教授するのにふさわしい知識、技術、資格及び実務 経験を有する者であることとし、選定基準は別紙4に定める講師の要件(以下「講師要件」 という。)を満たすこと。
- ② 講師については、考え方や内容の偏りを防ぐため、同一講師が多くの科目を兼ねることのないよう、講師の数を十分に確保すること。
- ③ 講師については、当該研修講師(内部、外部を問わない)による講義等の実施を確認するため、講義(演習)実施確認書を研修終了後に受領すること。

(5) 実習に係る要件

- ① 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。
- ② 実習は、原則として講義、演習を修了した者に対して行うこと。 また、各実習施設の機能や役割、各実習の目的、実習においての留意事項等について、 実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。
- ③ 実習を行う施設及び実習指導者については別紙5に定める要件を満たすこと。
- ④ 実習の受け入れ人数は、受講者全員に実習指導者の指導が十分に行き届くよう、無理のない範囲内のものであること。

- (6) その他の要件
 - ① 研修事業の実施者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる 事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - ア 開講目的
 - イ 研修の名称及び課程
 - ウ実施場所
 - 工 研修期間
 - オ 研修カリキュラム及び開講時間
 - カ 研修修了の認定方法
 - キ 受講資格
 - ク 受講手続 (募集要領等)
 - ケ 受講料、実習費等
 - コ 募集人員
 - サ 使用するテキストの名称
 - シ 科目の免除
 - ス 補講の方法
 - セ 修了者の管理

なお、講義を通信の方法によって行う場合には、上記に加え次の事項を定めること。

- ソ 講義を通信の方法によって行う地域
- タ 添削指導及び面接指導の方法
- ② 事業者は、全科目を受講した者に対し、研修修了を認定し、様式第1号又は第1号の2に定める様式により修了証明書及び携帯用修了証明書を交付すること。

ただし、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められるものについては、第2(2)の③に定める各課程の研修期間内に補講を行うことにより当該科目を受講したものとみなすことができる。

- ③ 研修事業等への出席状況、成績、修了者名簿等、受講者に関する状況を把握し、保存すること。
- ④ 研修事業等の実施にあたり、受講者に係る個人情報の保持について、十分に留意すること。
- ⑤ 受講者の募集は、研修事業の指定を受けた後に行うこと。また、募集にあたっては、誇 大広告等により受講者に過大な期待をいだかせることのないよう正確な表示をすること。
- ⑥ 次に掲げる書類を作成し保存すること。
 - ア 受講生の出席状況がわかるもの(上記③関係)
 - イ 受講者及び修了者に関する台帳(上記③関係)
 - ウ 受講者の成績等に関する書類 (講義を通信等で行う場合)
 - エ 受講者に関する各種証明書類等(第2(3)の⑤関係)
 - オ 講師の講義等の実施を確認する書類(第2(4)の③関係)
 - カ 申請書等知事に提出した書類及びその関係書類

3 指定申請

研修事業の指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、原則として募集を開始しようとする2月前までに山形県居宅介護職員初任者研修等事業指定申請書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

4 指定の決定

- (1) 知事は、前項の申請があったときは、おおむね1月以内に結果を通知するものとする。
- (2) 申請内容が指定基準を満たさないものと認められるときは、相当の期間を定めて補正を 求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して研修事業の指定を行わない 旨を通知するものとする。

5 事業内容の変更

研修事業の指定を受けたもの(以下「指定事業者」という)。は、申請の内容に変更を加える場合には、変更事由発生後直ちに山形県居宅介護職員初任者研修等事業変更届(様式第3号)により、知事に届け出るものとする。

6 事業実績報告

指定事業者は、指定を受けた研修が終了したときは、研修終了後1月以内に様式第4号による事業報告書、講義(演習)実施確認書、修了者名簿及び実習修了確認書を知事に提出するものとする。

また、第2(2)の③に定める期間内に補講を行った場合については、様式第5号による事業報告書、補講実施状況報告書、修了者名簿及び実習修了確認書を補講終了後1月以内に知事に提出するものとする。

7 調査及び指導等

- (1) 知事は、指定事業者に対し、必要があると認めるときは、指定事業者及び研修事業の実施状況について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めるものとする。
- (2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、指定事業者に対して、 改善の指導を行うものとする。

8 指定の取り消し

- (1) 知事は、第4による指定の決定後に、研修内容が山形県居宅介護職員初任者研修等事業 として指定することがふさわしくないと判断した場合は、指定を取り消すことができるも のとする。
- (2) 知事は、上記により指定の取消を行う場合においては、当該事業者に対して聴聞等を行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

- 2 山形県居宅介護従業者養成研修事業の指定に関する要綱(平成16年4月1日障第200号) は、廃止する。
- 3 次の各号に掲げる者については、この要綱に規定する当該研修の課程を修了したものとみなす。
- (1) この要綱の施行の際現に山形県居宅介護従業者養成研修事業の指定に関する要綱(以下「旧要綱」という。)により知事が認める研修の各課程を修了した者(当該課程を受講中の者を含む。)であって、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
- (2) この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により知事が認める研修の各課程を受講中の者であって、この要綱の施行以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により指定された研修事業については、この要綱の規 定により指定された研修事業とみなす。

附則

1 この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる者については、この要綱に規定する当該研修の課程を修了したものとみなす。
- (1) 平成25年4月1日において、改正前の本要綱に規定する居宅介護従業者養成研修の1級課程及び2級課程(以下「1、2級課程」という。)を既に修了している者については、すべて居宅介護職員初任者研修の修了の要件をみたしているものとして扱い、また、平成25年4月1日において、1、2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者についても、すべて居宅介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。
- (2) 平成25年4月1日において、改正前の本要綱に規定する居宅介護従業者養成研修の3 級課程を既に修了している者については、すべて障害者居宅介護従業者基礎研修の修了の 要件をみたしているものとして扱い、また、平成25年4月1日において、3級課程を受 講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者についても、すべて障害者居宅介護 従業者基礎研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の本要綱の規定により指定された研修事業については、この要綱の規定により指定された研修事業とみなす。

附則

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程または行動援護従業

者養成研修課程として定めた内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

- 3 この要綱により、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程または行動援護従業者養成 研修課程について指定された事業者は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、 改正後の内容に代えて、改正前の内容により実施することができる。
- 4 前2号により、効力を有するされた内容の研修の課程を修了し、当該事業者が行った研修の 課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、改正後の内容の研修の課程を修了し、当該事 業者が行った研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

居宅介護職員初任者研修課程カリキュラム 教科名 目的 内容 I 講義及び演習 130時間 ※1 講義と演習を一体的に実施すること。 ※2 下記とは別に、筆記試験による修了評価(1時間以上)を実施すること。 ※3 各教科の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。 ※4 効果的な研修を行うため必要であると考えられる場合には、提示した教科以外の教科においても 施設の見学等の実習を活用すること。 1 職務の理解(6時間) ※必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。 (1) 多様なサービスの | 研修に先立ち、これか |・介護保険サービス(居宅、施設) 理解 ら介護が目指すべき、 ・介護保険外サービス その人の生活を支える 「在宅におけるケア」 (2) 介護職の仕事内容 ・居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの 等の実践について、介 や働く現場の理解 仕事内容 護職がどのような環境 ・居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イ で、どのような形で、 メージ(視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サ どのような仕事を行う ービス事業所における受講者の選択による実習・見 のか、具体的なイメー 学等) ジを持って実感し、以 ・ケアプランの位置づけに始まりサービスの提供に 降の研修に実践的に取 至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ、 り組めるようにする。 他職種・介護保険外サービスを含めた地域の社会資 源との連携 2 介護における尊厳の保持・自立支援(9時間) (3) 人権と尊厳を支え 介護職が、利用者の尊 人権と尊厳の保持 個人として尊重、アドボカシー、エンパワメン る介護 厳のある暮らしを支え トの視点、「役割」の実感、尊厳のある暮らし、 る専門職であることを 自覚し、自立支援、介 利用者のプライバシーの保護 護予防という介護・福 · I C F (国際生活機能分類) 祉サービスを提供する 介護分野におけるICF にあたっての基本的視 ·QOL 点及びやってはいけな QOLの考え方、生活の質 い行動例を理解する。 ・ノーマライゼーション ノーマライゼーションの考え方 虐待防止,身体拘束禁止 身体拘束禁止、高齢者虐待防止法、高齢者の養 護者支援 ・ 個人の権利を守る制度の概要 個人情報保護法、成年後見制度、日常生活自立 支援事業 (4) 自立に向けた介護 • 自立支援 自立・自律支援、残存能力の活用、動機と欲求、 意欲を高める支援、個別性/個別ケア、重度化防止

· 介護予防

介護予防の考え方

3 介護の基本(6時間)

- (5) 介護職の役割、専門性と多職種との連携
- ・介護職に求められる 専門性と職業倫理の必 要性に気づき、職務に おけるリスクとその対 抗策のうち重要なもの を理解する。
- ・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える。
- ・介護環境の特徴の理解

訪問介護と施設介護サービスの違い、地域包括 ケアの方向性

・介護の専門性

重度化防止・遅延化の視点、利用者主体の支援 姿勢、自立した生活を支えるための援助、根拠の ある介護、チームケアの重要性、事業所内のチー ム、多職種から成るチーム

・介護に関わる職種

異なる専門性を持つ多職種の理解、介護支援専門員、サービス提供責任者、看護師等とチームとなり利用者を支える意味、互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、チームケアにおける役割分担

· 職業倫理

専門職の倫理の意義、介護の倫理(介護福祉士 の倫理と介護福祉士制度等)、介護職としての社 会的責任、プライバシーの保護・尊重

- ・介護における安全の確保 事故に結びつく要因を探り対応していく技術、 リスクとハザード
- · 事故予防、安全対策

リスクマネジメント、分析の手法と視点、事故 に至った経緯の報告(家族への報告、市町村への 報告等)、情報の共有

• 感染対策

感染の原因と経路(感染源の排除、感染経路の 遮断)、「感染」に対する正しい知識

・介護職の心身の健康管理

介護職の健康管理が介護の質に影響、ストレスマネジメント、腰痛の予防に関する知識、手洗い・うがいの励行、手洗いの基本、感染症対策

- (6) 介護職の職業倫理
- (7) 介護における安全 の確保とリスクマネ ジメント

- (8) 介護職の安全
- 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携(9時間)
- (9) 障がい者福祉制度

障がい者福祉制度や介 護保険制度を担うって、 をしてき制度の目的、 ではス利用の流れ、 専門職の役割・ 専門職のその概できると でいてを列挙できるようになる。 障がい者福祉制度の理念

障がいの概念、ICF(国際生活機能分類)

- ・障がい者福祉制度の仕組みの基礎的理解 介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで
- ・医行為と介護、訪問介護、施設における看護と介護の役割・連携、リハビリテーションの理念
- ・介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ケアマネジメント、予防重視型システムへの転 換、地域包括支援センターの設置、地域包括ケア システムの推進
- ・仕組みの基礎的理解

保険制度としての基本的仕組み、介護給付と種類、予防給付、要介護認定の手順

- (10) 医療との連携とリハビリテーション
- (11) 介護保険制度およびその他の制度

- ・制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 財政負担、指定介護サービス事業者の指定
- ・個人の権利を守る制度の概要 個人情報保護法、成年後見制度、日常生活自立 支援事業
- 5 介護におけるコミュニケーション技術(6時間)
- (12) 介護におけるコミ 障がい者や高齢者のコ ュニケーション

ミュニケーション能力 は一人ひとり異なるこ とと、その違いを認識 してコミュニケーショ ンを取ることが専門職 に求められていること を認識し、初任者とし て最低限の取るべき (取るべきでない) 行 動例を理解する。

・介護におけるコミュニケーションの意義、目的、 役割

相手のコミュニケーション能力に対する理解や 配慮、傾聴、共感の応答

・コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的 コミュニケーション

言語的コミュニケーションの特徴、非言語的コ ミュニケーションの特徴

- ・利用者、家族とのコミュニケーションの実際 利用者の思いを把握する、意欲低下の要因を考 える、利用者の感情に共感する、家族の心理的理 解、家族へのいたわりと励まし、信頼関係の形成、 自分の価値観で家族の意向を判断し非難すること がないようにする、アセスメントの手法とニーズ とデマンドの違い
- ・利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション 技術の実際

視力、聴力の障がいに応じたコミュニケーショ ン技術、失語症に応じたコミュニケーション技術、 構音障がいに応じたコミュニケーション技術、認 知症に応じたコミュニケーション技術

(13) 介護におけるチー ムのコミュニケーシ ョン

・記録における情報の共有化

介護における記録の意義・目的、利用者の状態 を踏まえた観察と記録、介護に関する記録の種類、 個別援助計画書(訪問・通所・入所、福祉用具貸 与等)、ヒヤリハット報告書、5W1H

報告

報告の留意点、連絡の留意点、相談の留意点

・コミュニケーションを促す環境

会議、情報共有の場、役割の認識の場(利用者 と頻回に接触する介護者に求められる観察眼)、 ケアカンファレンスの重要性

- 6 障がいの理解(6時間)
- 解

(14) 障がいの基礎的理 障がいの概念と I C F、障がい者福祉の基 本的な考え方について 理解し、介護における

- ・障がいの概念とICF・家事援助の方法 ICFの分類と医学的分類、ICFの考え方 ・障がい者福祉の基本理念
- ノーマライゼーションの概念
- (15) 障がいの医学的側 基本的な考え方につい 身体障がい

視覚障がい、聴覚・平衡障がい、音声・言語・ そしゃく障がい、肢体不自由、内部障がい ・知的障がい

面、生活障がい、心して理解する。 理・行動の特徴、かか わり支援等の基礎的

知言	識		知的障がい ・精神障がい (高次脳機能障がい・発達障がいを含
	家族の心理、かか		む) 統合失調症・気分(感情障がい)・依存症などの精神疾患、高次脳機能障がい、広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどの機能障がい・その他の心身の機能障がい・家族への支援
わり	り支援の理解		障がいの理解・障がいの受容支援、介護負担の 軽減
7 🟗	認知症・行動障がいる	の理解(6時間)	
	(17) 認知症を取り巻く環境(18) 医学的側面から見た認知	介護において認知症を 理解することの必要性 に気づき、認知症の利 用者を介護する時の判 断の基準となる原則を	・認知症ケアの理念 パーソンセンタードケア、認知症ケアの視点(できることに着目する) ・認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理
認知症	症の基礎と健 康管理	理解する。	認知症の定義、もの忘れとの違い、せん妄の症状、健康管理(脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア)、治療、薬物療法、認知症に使用される薬
の理解(3時間)	(19) 認知症に伴 うこころとからだの変化と 日常生活		・認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴 認知症の中核症状、認知症の行動・心理症状(BPSD)、不適切なケア、生活環境で改善・認知症の利用者への対応 本人の気持ちを推察する、プライドを傷つけない、相手の世界に合わせる、失敗しないような状況をつくる、すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、身体を通したコミュニケーション、相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、認知症の進行に合わせたケア
	(20) 家族への支 援		・認知症の受容過程での援助、介護負担の軽減(レスパイトケア)
行動障がいの理解 (3)	(21) 行動障がい (22) 自閉症の理 解・自閉症の障 がい特性	介護において行動障が いを理解することの必 要性に気づき、行動障 がいの利用者を介護す る時の判断の基準とな る原則を理解する。	・行動障がいとはどのような状態をいうか ・自閉症の理解 行動障がいを起こしやすい自閉症とはどのような障がいか ・自閉症の障がい特性 コミュニケーションや感性の特性、転動性、時間・空間の整理統合、変更への対応や記憶の維持の困難さ
時間)	(23) 行動障がい が起きる背景 の理解		・支援者の不適切な対応が行動障がいを誘発してい ることを知る

(24) 行動障がい ・行動障がいを誘発せず、本人が安心して自信を持 を起こさない って生活できるための支援 ようにするた めの支援 8 老化の理解(3時間) (25) 老化に伴うこころ 加齢・老化に伴う心身 ・老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 とからだの変化と日 の変化や疾病につい 防衛反応(反射)の変化、喪失体験 て、生理的な側面から ・老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 理解することの重要性 身体的機能の変化と日常生活への影響、そしゃ く機能の低下、筋・骨・関節の変化、体温維持機 に気づき、自らが継続 的に学習すべき事項を 能の変化、精神的機能の変化と日常生活への影響 理解する。 ・高齢者の疾病と生活上の留意点 (26) 高齢者と健康 骨折、筋力の低下と動き・姿勢の変化、関節痛 ・高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 循環器障がい(脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患)、 循環器障がいの危険因子と対策、老年期うつ病症 状(強い不安感、焦燥感を背景に「訴え」の多さ が全面にでる、うつ病性仮性認知症)、誤嚥性肺

- 9 こころと体のしくみと生活支援技術(75時間)
 - ※介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。 ・概ね次のような展開が考えられる。

(27) 基本知識の学習

(10~13時間程度)

- ・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。
- ・尊厳を保持し、その 人の自立及び自律を尊 重し、持てる力を発揮 してもらいながらその 人の在宅・地域等での 生活を支える介護技術 や知識を習得する。
- (28) 生活支援技術の講義・演習

(50~55時間程度)

※総時間の概ね5~6 割を技術演習にあてる 1 介護の基本的な考え方

染症にかかりやすい

理論に基づく介護(ICFの視点に基づく生活 支援、我流介護の排除)法的根拠に基づく介護

炎、病状の小さな変化に気づく視点、高齢者は感

- 2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 学習と記憶の基礎知識、感情と意欲の基礎知識、 自己概念と生きがい、老化や障がいを受け入れる 適応行動とその阻害要因、こころの持ち方が行動 に与える影響、からだの状態がこころに与える影
- 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、 骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニク スの活用、中枢神経系と体性神経に関する基礎知 識、自立神経と内部器官に関する基礎知識、ここ ろとからだを一体的に捉える、利用者の様子の普 段との違いに気づく視点
- 4 生活と家事

家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援

(生活歴、自立支援、予防的な対応、主体性・ 能動性を引き出す、多様な生活習慣、価値観)

5 快適な居住環境整備と介護

こととし、その他の時間 は、個々の技術に関連し たこころとからだのし くみ等の根拠の学習及 び技術についての講義 等に充てること。 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障 がい者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留 意点と支援方法

(家庭内に多い事故、バリアフリー、住宅改修、 福祉用具貸与)

6 整容に関連したこころとからだのしくみと自立 に向けた介護

整容に関する基礎知識、整容の支援技術 (身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、身じたく、整容行動、洗面の意義・効果)

7 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみ と自立に向けた介護

移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・ 移乗に関する用具とその活用方法、利用者・介助 者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこ ころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社 会参加の留意点と支援

(利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、利用者の自然な動きの活用、残存能力の活用・自立支援、重心・重力の働きの理解、ボディメカニクスの基本原理、移乗介助の具体的な方法(車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗)、移動介助(車いす・歩行器・つえ等)、褥瘡予防)

8 食事に関連したこころとからだのしくみと自立 に向けた介護

食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援

(食事をする意味、食事のケアに対する介護者の意識、低栄養の弊害、脱水の弊害、食事と姿勢、そしゃく・嚥下のメカニズム、空腹感、満腹感、好み、食事の環境整備(時間・場所等)、食事に関した福祉用具の活用と介助方法、口腔ケアの定義、誤嚥性肺炎の予防)

9 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法 (羞恥心や遠慮への配慮、体調の確認、全身清 拭(身体状況の確認、室内環境の調整、使用物 品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支 え方)、目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、陰部清 浄(臥床状態での方法)、足浴・手浴・洗髪)

	10 排せつに関連したこころとからだのしくみと自
	立に向けた介護
	排せつに関する基礎知識、さまざまな排せつ環
	境整備と排せつ用具の活用方法、爽快な排せつを
	阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法
	(排せつとは、身体面(生理面)での意味、心
	理面での意味、社会的な意味、プライド・羞恥
	心、プライバシーの確保、おむつは最後の手段
	/おむつ使用の弊害、排せつ障がいが日常生活
	上に及ぼす影響、排せつケアを受けることで生
	じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、
	一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的
	方法、便秘の予防(水分の摂取量保持、食事内
	容の工夫/繊維質の食物を多く取り入れる、腹
	部マッサージ))
	11 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立
	に向けた介護
	睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と
	用具の活用方法、快い睡眠を阻害するこころとか
	らだの要因の理解と支援方法
	(安眠のための介護の工夫、環境の整備(温度
	や湿度、光、音、よく眠るための寝室)安楽な
	姿勢・褥瘡予防)
	12 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみ
	と終末期介護
	終末期に関する基礎知識とこころとからだのし
	くみ、生から死への過程、「死」に向き合うここ
	ろの理解、苦痛の少ない死への支援
	(終末期ケアとは、高齢者の死に至る過程(高
	齢者の自然死(老衰)、癌死)、臨終が近づい
	 たときの兆候と介護、介護従事者の基本的態度、
	多職種間の情報共有の必要性)
(29) 生活支援技術演習	13 介護過程の基礎的理解
(10~12時間程度)	介護過程の目的、意義・展開、介護過程とチー
(10-12時間往反)	」 月 改画性の日的、意義・成団、月 改画性と テーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	14 総合生活支援技術演習
	(事例による展開)
	生活の各場面での介護について、ある状態像の
	利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れ
	の理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわ
	せた介護を提供する視点の習得を目指す。
	・事例の提示→こころとからだの力が発揮でき
	ない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援
	技術演習→支援技術の課題(1事例1.5時間
	程度で上のサイクルを実施する)
	・事例は高齢(要支援2程度、認知症、片麻痺、
	座位保持不可)から2事例を選択して実施

- ※1 本科目の6~11の内容においても、「14 総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。
- ※2 本科目の6~11の内容における各技術の演習及び「14 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価(介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等)を行うことが望ましい。
- 10 振り返り(4時間) ※必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。

1 0	派り返り	(4时间)	ペル安に応して、 旭記
(30)	振り返り		研修全体を振り返り、
			本研修を通じて学んだ
			ことについて再確認を
			行うとともに、就業後
			も継続して学習・研鑽
			する姿勢の形成、学習
(31)	就業への仮	前えと研	課題の認識をはかる。
1.4	タマベルコ	コルフが	

- ・研修を通して学んだこと
- ・今後継続して学ぶべきこと
- ・根拠に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等)
- 継続的に学ぶべきこと
- ・研修修了後における継続的な研修について、具体 的にイメージができるような事業所等における実例 (OFF-JT、OJT)を紹介

(31) 就業への備えと研 修修了後における継 続的な研修

隨害者居宅介護従業者基礎研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 25時間		
1 福祉サービスを提供	する際の基本的な考え方に	こ関する講義 (3時間)
本視点 (3時間)	るに当たっての基本視点を形成する。	・QOL等、主要な福祉理念 ・豊かな人間観 生活者としての援助対策の把握、生涯発達の視点、自己実現の視点等 ・他社理解と共感 ・自立支援 経済・身体的自立と精神的自立、役割意識とプライド、能動性・主体性 ・利用者の自己決定
2 障がい者福祉及び老間)	人保健福祉に係る制度及	びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時
(2) 障がい者(児) 福祉 の制度とサービス (2時間) (3) 老人福祉の制度と サービス (2時間)	障がい者(児)の福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。 介護保険制度を中心とした老人保健福祉の制度とサービスについて理解する。	・障がい者(児)福祉の背景と動向 ・障がい者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容とその役割 ・障がい者(児)福祉に関する制度、施策 ・老人保健福祉の背景と動向 ・介護保険制度の概要とサービスの理解 ・その他の老人保健福祉の制度とサービスの理解 ・医療・年金・生活保護制度・住宅施策等その他老 人保健福祉に関連する制度、施策
3 居宅介護に関する講	L	八八八八四四八八八八
(4) 居宅介護概論 (3時間)	・居宅介護の役割と業務を主命ででででででである。 ・居宅介護に従事する ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない	・居宅介護の社会的役割 ・居宅介護の制度と業務内容 障害者総合支援法における運営基準等の理解 介護保険制度における運営基準等の理解 ・指定(一般・特定・障害児)相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)等関係機関との連携 障害福祉サービスにおける居宅介護支援との連携 ・近隣・ボランティア等との連携 ・関連職種の基礎知識 ・居宅介護業務においてとるべき基本的態度 ・福祉業務従事者としての倫理 ・サービス提供における利用者の人権の尊重、プライバシーの保護等(事例を用いて理解を深めることが望ましい)
4 障がい者及び老人の	- 疾病、障がい等に関する記	#義(3時間)
(5) サービス利用者の 理解 (3時間)	・障がい者(児)、高 齢者の心身の特徴と生 活像を把握し、援助の 基本的な方向性を理解	・障がい者(児)、高齢者の心身と生活像の理解 ・障がい者(児)、高齢者への援助 ・障がい者(児)、高齢者の家族の理解と援助 ・障がい者の疾病及び障がい等に関する理解

5 基礎的な介護技術に (6) 介護概論 (3時間)	する。 ・障がい者(児)、高齢者の家族に対する理解を深める。 関する講義(3時間) ・介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。 ・在宅介護の特徴とすすめ方を把握する。	・在宅介護の特徴とすすめ方 ・介護におけるリハビリテーションの視点 ・福祉用具の基礎知識と活用 ・ターミナルケアの考え方 ・介護者の健康管理
		・基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
6 家事援助の方法に関 (7) 家事援助の方法 (4時間)	・障がい者(児)、高 齢者への家事援助の目 的と機能を理解し、 の方法を学習する。 ・障がい者(児)、高 齢者への家事援助に必 要な栄養、調理、被服、 住宅管理等の知識を学 習する。	・家事援助の目的、機能と基本原則 ・家事援助の方法 ・家事援助における自立支援 ・障がい者(児)、高齢者と栄養、食生活のあり方 ・食品の保存・管理 ・ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 ・障がい者(児)、高齢者への調理技術(味付け、 きざみ食等) ・糖尿病、高血圧等に対応する特別食 ・障がい者(児)、高齢者と被服 ・障がい者(児)、高齢者と被服 ・快適な室内環境と安全管理
7 医学等の関連する領	域の基礎的な知識に関する	3講義(5時間)
(8) 医療の基礎知識 (3時間)	障がい者(児)、高齢 者の在宅生活援助に役 立つ知識を中心に家庭 の医学・在宅看護の基 礎知識を理解する。	・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ・感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等 ・身体の観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等 ・薬の飲ませ方と保管 ・医療関係制度の基礎知識 ・介護保険法における特定疾病の概要
(9) 心理面への援助方 法(2時間)	障がい者(児)、高齢 者の在宅生活援助に関 連する心理面への援助 方法を理解する。	・心理面への援助の必要性と方法・レクリエーションの視点と実際
Ⅱ 演習 17時間 ※	ロールプレイ等についてに	- は見学のみで修了することがないことを原則とする。
 1 福祉サービスを提供		

1 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習(4時間)

(1) 共感的理解と基本 的態度の形成

(4時間)

サービスの利用者の立 場に立った理解とサー ビス提供者としての基 本的態度を形成する。

ロールプレイ等の方法によりサービス提供場面の 演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解 と基本的態度を形成する。

訪問・退出時の挨拶

傾聴的態度、信頼関係の形成

物の処分・移動における言葉かけ

銀行入金代行業務や買物業務時の注意点(レシ

ートの取得等)

できないことの拒否の仕方

助言の仕方

認知症高齢者等とのコミュニケーション 視覚・聴覚障がい者とのコミュニケーション 知的障がい者とのコミュニケーション

※親密さと無礼の境目(「○○ちゃん」等の幼児語 使用) 等にも留意して演習すること

2 基礎的な介護技術に関する演習(10時間)

(2) 介護技術入門 (10時間)

食事、排せつ、移動・ 移乗、その他在宅介護 を行うに当たっての基 礎的な介護技術を習得 する。

- ・食事の介護
- 排せつ・尿失禁の介護
- ・体位・姿勢交換の介護(座位保持、褥瘡への対応 を含む)
- ・車椅子への移乗、車椅子等での移動の介護
- ・身体の清潔(清拭、洗髪、口腔ケア等)の介護
- ・緊急時対応法(骨折、火傷、てんかん発作、化学 物質による中毒等)
- ※姿勢による食事の喉の通り方を体験するため弁 当等を用いて実際に食事介護する等、可能な限り 実践的な講習とすること。
- 事例の検討等に関する演習(3時間)
- 解

(3時間)

(3) 居宅介護の共通理 居宅介護における援助 方法と実際について共 通の理解を図る。

現在のサービス提供責任者を囲んで、事例検討や実 践的内容のグループ検討を行う。

事例検討、記録のつけ方、上司への報告・相談 の行い方等

※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること Ⅲ 実習 8時間

- 1 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学(8時間)
- (1) 生活介護を行う事業 ・指定生活介護を行う 見学

(8時間)

- 所等サービス提供現場 事業所等サービスの提 供現場の見学を通し て、その役割・機能を 理解する。
 - ・居宅介護と他サービ スとの連携のあり方 等、在宅生活者への総 合的支援のあり方につ いて学習する。
- ·居宅介護同行訪問見学 (原則として3時間×1回以上実施)
- · 指定生活介護見学

(訪問看護同行訪問見学、指定相談支援事業に係 る職員同行訪問、「在宅介護サービスガイドライ ン」の内容を満たす民間事業者が実施する在宅サ ービス同行訪問見学等に代えることができる)

※実習方法の弾力的運用

サービス提供現場見学については、見学時間の概 ね半数を超えない範囲内で、ビデオ学習をもって同 行訪問見学に代えることができる。また、介護保険 制度の居宅サービスの同行訪問見学に代えること もできる。

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程カリキュラム

目的	内 容
の地域生活等に関する講義	(2時間)
障害者総合支援法及び 重度訪問介護の制度と	・重度訪問介護の社会的役割・重度訪問介護の制度と現状
サービス、その役割について理解する。	・重度訪問介護業務の基本・重度訪問介護に従事する者の職業倫理について・居宅介護においてとるべき基本的態度
関する講義(1時間)	
介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。	・介護の目的、機能と基本原則・介護ニーズと基本的対応・在宅介護の特徴と進め方
カサケブウェントのラス	ート ン (の仕体)を開売させ図(F 吐眼)
食事、排せつ、移動・移乗、その他在宅介護を行うにあたっての基礎的な介護技術を習得し、重度の肢体不自由者への接し方を習得する	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設(重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る)における介護実習。ただし、次の内容による演習に代えることができる。・家事援助の方法・食事の介護 ※姿勢による食物の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護するなど、可能な限り実践的講習とする。・障がい者への調理技術(味付け、きざみ食)・排せつ、尿失禁の介護・衣服着脱の介護・衣服着脱の介護・体位・姿勢交換の介護(座位保持、褥瘡への対応含む)・身体の清潔(清拭、洗髪、口腔ケア等)の介護
関する実習 (2時間)	
車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。 車いすでの移動を介助する場合の車いすの取扱方や平地、階段等での移動方法などを習得	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設(重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る)における介護実習。ただし、次の内容による演習に代えることができる。・移動介護の際の留意点・重度肢体不自由者用車いすの構造と機能・装具や自助具等の機能
	か地域を講義では、関連を表現である。 地域を表記して理解を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を

重度訪問介護従業者養成研修追加課程カリキュラム

教科名	目的	内 容		
I 講義 7時間				
1 医療的ケアを必要と	1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障がい及び支援に関する講義(4時間)			
(1) 重度肢体不自由者 (児)における障がい の理解 (2時間)	業務において直面する 頻度の高い障がい、疾 病を医学的、実践的視 点で理解するととも に、介護に必要な状態 像を把握する。	・肢体不自由者(児)の原因疾患(脳性まひ、脳血管障がい、頚髄損傷など)及び症状の理解・ターミナルケアの考え方・介護におけるリハビリテーションの視点・関連機関との連携		
(2) 医学の基礎知識 (1時間)	重度の肢体不自由者の在宅支援援助に役立つ知識を中心に家庭の医学、在宅看護の基礎知識を理解する。	 ・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腰痛、火傷、骨折、食中毒等 ※バイタルサインの発見方法を含む。 ・感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等 ・医療関係制度の基礎知識 		
(3) 家事援助の方法 (1時間)	・障がい者への家事援助の目的と機能を理解し、その方法を学習する。 ・障がい者への家事援助に必要な栄養、調理、被服、住宅管理等の知識を学習する。	 ・家事援助の目的、機能と基本原則 ・家事援助の方法 ・障がい者と栄養、食生活のあり方 ・食品の保存、管理 ・ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 ・糖尿病、高血圧等に対応する特別食 ・障がい者と被服 ・介護者の健康管理 		
2 コミュニケーション(の技術に関する講義(2時	睛		
(4) コミュニケーションの技術(2時間)	重度の肢体不自由障がいについての理解を深め、重度の肢体不自由障がいのある人への接し方を習得する。	・重度の肢体不自由者への接し方 ・言語障がいの種類と特徴 ・言語障がいのある人への接し方 ・肢体不自由者(児)の社会参加		
3 緊急時の対応及び危険	・ 検防止に関する講義(1時	睛		
(5)緊急時の対応及び危 険防止 (1時間)	緊急時の対応及び危険 防止に関する知識を習 得する。	・緊急時対応(骨折、やけど、てんかん発作、化学 物質による中毒等) ・快適な室内環境と安全管理		
Ⅱ 実習 3時間 ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること				
1 重度肢体不自由者の (1) 重度の肢体不自由 者の介護サービス提 供現場での実習 (3時間)	介護サービス提供現場での 重度の肢体不自由者の 介護を体験する。	実習(3時間) 重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設支援での実習(障害程度区分 5 又は6 である肢体不自由者に対する介護サービス 提供現場(1箇所以上))での実習とすること		

重度訪問介護従業者養成研修統合課程カリキュラム

教科名	目的	内 容
I 講義 11時間		
1 重度の肢体不自由者	よの地域生活等に関する講義	(2時間)
(1) 重度の肢体不自由 者の地域生活等 (2時間)	障害者総合支援法及び重 度訪問介護の制度とサー ビス、その役割について理 解する。	・障がい者(児)福祉の背景と動向 ・障がい者福祉制度の種類、内容とその役割 ・重度訪問介護の制度とサービス ・重度訪問介護利用者の障がい・疾病、心理、地域生活、社会参加についての理解 ・重度訪問介護に従事する者の職業倫理について ・居宅介護においてとるべき基本的態度
	<u>「関する講義(1時間)</u>	
(2) 基礎的な介護技術 (1時間)	介護の目的と機能を理解 し、介護の基本原則を把握 する。	・介護の目的、機能と基本原則・介護ニーズと基本的対応・在宅介護の特徴と進め方
3 コミュニケーション	・ ・の技術に関する講義(2時間	· 引)
(3) コミュニケーションの技術(2時間)	重度の肢体不自由障がい についての理解を深め、重 度の肢体不自由障がいの ある人への接し方を習得 する。	・重度の肢体不自由者への接し方 ・言語障がいの種類と特徴 ・言語障がいのある人への接し方 ・肢体不自由者(児)の社会参加
4 喀痰吸引を必要とする講義① (3時間)	- る重度障がい者の障がいとす	天援に関する講義・緊急時の対応及び危機防止に関する。
(4) 喀痰吸引の手順と 緊急時の対応等 (3時間)	・喀痰吸引を必要とする重度障がい者の障がいや喀痰吸引の手順を正しく理解する。 ・緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急的対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点
5 経管栄養を必要とす る講義② (3時間)	- る重度障がい者の障がいとす	を接に関する講義・緊急時の対応及び危機防止に関する である。
(5) 経管栄養の手順と 緊急時の対応等 (3時間)	・経管栄養を必要とする重度障がい者の障がいや経管栄養の手順を正しく理解する。 ・緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。	・健康状態の把握 ・食と排せつ(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点
Ⅱ 演習 1時間	<u> </u>	
1 喀痰吸引等に関する	演習(1時間)	

る演習 (1時間)	する。	・喀痰吸引(鼻腔内) ・喀痰吸引(気管カニューレ内部) ・経管栄養(胃ろう・腸ろう) ・経管栄養(経鼻)
Ⅲ 実習 8.5時間	※実習に先立ち、オリエンラ	ーションを実施すること
1 基礎的な介護と重度	この肢体不自由者とのコミュニ	-ケーションの技術に関する実習 (3時間)
(1) 基礎的な介護技術 と重度の肢体不自 由者とのコミュニ ケーションの技術 (3時間)	食事、排せつ、移動・移乗、その他在宅介護を行うにあたっての基礎的な介護技術を習得し、重度の肢体不自由者への接し方を習得する	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護事業所、障害者支援施設(重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る)における介護実習。ただし、次の内容による演習に代えることができる。 ・家事援助の方法 ・食事の介護 ※姿勢による食物の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護するなど、可能な限り実践的講習とする。 ・障がい者への調理技術(味付け、きざみ食)・排せつ、尿失禁の介護・衣服着脱の介護・入浴の介護・人浴の介護・体位・姿勢交換の介護(座位保持、褥瘡への対応含む)・身体の清潔(清拭、洗髪、口腔ケア等)の介護
2 外出時の介護技術に	[関する実習 (2時間)	
(2)外出時の介護技術 (2時間)	車いすへの移乗に際して の抱きかかえ方や移乗の 方法を習得する。 車いすでの移動を介助す る場合の車いすの取扱い 方や平地、階段等での移動 方法などを習得する	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護 事業所、障害者支援施設(重度肢体不自由者を対象に含む施設に限る)における介護実習。 ただし、次の内容による演習に代えることができる。 ・移動介護の際の留意点 ・重度肢体不自由者用車いすの構造と機能 ・装具や自助具等の機能 ・抱きかかえ方及び移乗の方法 ・車いすの移動の介護等
3 重度の肢体不自由者	「の介護サービス提供現場での	
(3) 重度の肢体不自由 者の介護サービス 提供現場での実習 (3時間)	重度の肢体不自由者の介護を体験する。	重度訪問介護事業所、居宅介護事業所、生活介護 事業所、障害者支援施設支援での実習(障害程度 区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サ ービス提供現場(1箇所以上))での実習とする

※ 基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発0330第43号)等に基づいて行うものとする。

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程カリキュラム

教科名	目的	内 容
I 講義 6.5時間		
 1 強度行動障害がある		& (1.5時間)
(1) 強度行動障害とは(2) 強度行動障がいと 医療	行動障がいの内容及び強度行動障がいの定義、支援の歴史的流れや児者及び家族の生活への理解、危機管理・緊急時の対応について理解する。また、医療的アプローチや福祉と医療の連携について理解する。	・本研修の対象となる行動障害 ・強度行動障害の定義 ・強度行動障害支援の歴史的な流れ ・知的障がい/自閉症/精神障がいとは ・行動障がいと家族の生活の理解 ・危機管理・緊急時の対応 ・強度行動障がいと精神科の診断 ・強度行動障がいと医療的アプローチ ・福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関す	る制度及び支援技術の基礎的	りな知識に関する講義 (5時間)
(3) 強度行動障害と制 度	強度行動障がいに関する 自立支援給付等の制度、制 度の構造化及び基本的な 枠組み、実践報告について	・自立支援給付と行動障がい / 他(例)支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
(4) 構造化	理解するほか、法を含めた 障がいと虐待の関係性を 理解する。	・構造化の考え方 ・構造化の基本と手法 ・構造化に基づく支援のアイディア
(5) 支援の基本的な枠 組みと記録		・支援の基本的な枠組み ・支援の基本的なプロセス ・アセスメント票と支援の手順書の理解 ・記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
(6) 虐待防止と身体拘 東 (7) 実践報告		・虐待防止法と身体拘束について ・強度行動障害と虐待 ・児童期における支援の実際 ・成人期における支援の実際
Ⅱ 演習 5.5時間		
	記録等の共有に関する演習	
(1)情報収集とチーム プレイの基本(1時間)	情報の入手方法やその記録のまとめ方、共有方法について理解する。	
	様々なコミュニケーション方法と、その理解と表出について理解する。	・様々なコミュニケーション方法
3 行動障害の背景にあ	る特性の理解に関する演習	(1.5時間)
(3) 行動障害の背景に あるもの(1.5時間)	感覚・知覚の特異性と障が い特性、行動障がいを理解 する氷山モデルについて 理解する。	・感覚・知覚の特異性と障害特性 ・行動障害を理解する氷山モデル ・グループ論議/まとめ

同行援護従業者養成研修一般課程カリキュラム

刊] 按读 使 来 有 食 成 听 修 教 科 名	一般採住カリキュノン 目 的	内 容
I 講義 12時間		
1 視覚障がい者(児)福	牡サービス(1時間)	
(1) 視覚障がい者(児)の 福祉サービス (1時間)	視覚障がい者(児)福祉の制度とサービス種類、 内容、役割を理解する。	・障がい者福祉の背景と動向 ・障がい者福祉の制度とサービス ・視覚障がいの概念と定義 ・視覚障がいの現状 ・視覚障がい者の移動支援制度の変遷 ・移動支援と同行援護 ・移動に関係する制度
2 同行援護の制度と従業	者の業務(2時間)	
(2) 同行援護の制度と従 業者の業務 (2時間)	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。	・同行援護概論・同行援護従業者の職業倫理・同行援護の制度・同行援護制度の利用・同行援護従業者の業務・リスクマネジメント (緊急時対応)・実務上の留意点
3 障がい・疾病の理解①	(2時間)	
(3) 障がい・疾病の理解① (2時間)	業務において直面する頻 度の高い障がい、疾病を 医学的、実践的視点で理 解するとともに、援助の 基本的な方向性を把握す る。	・視覚障がい者についての理解 ・視覚障がいの実態とニーズ ・「見え」の構造 ・視覚障がいの原因疾病と症状 ・同行援護の留意点
4 障がい者(児)の心理(①(1時間)	
(4) 障がい者(児)の心理 ① (1時間)	視覚障がい者(児)の心理に対する理解を深め、 心理的援助のあり方について把握する。	・先天性視覚障がい者の心理 ・中途視覚障がい者の心理
5 情報支援と情報提供(2 時間)	
(5) 情報支援と情報提供 (2時間)	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。	・言葉による情報提供の基礎 ・移動中の口頭による情報支援 ・状況や場面別での情報提供
6 代筆・代読の基礎知識	(2時間)	
(6) 代筆・代読の基礎知識 (2時間)	情報支援としての代筆・ 代読の方法を習得する。	・代筆 ・代読 ・点字、音訳の基礎 ・情報支援機器の種類 ・自ら署名・押印する方法など

7 同行援護の基礎知識 (2時間)			
(7) 同行援護の基礎知識 (2時間)	同行援護の目的と機能を 理解し、基本原則を把握 する。	・基本的な考え方・視覚障がい者への接し方・同行援護中の留意点・歩行に関係する補装具・用具の知識・日常生活動作に関係する用具の知識・環境と移動に伴う機器	
Ⅱ 演習 8時間			
1 基本技能(4時間)			
(1) 基本技能 (4時間)	基本的な移動支援の技術を修得する。	 ・あいさつから基本姿勢まで ・基本姿勢と留意点 ・してはいけないこと ・歩行、曲がる ・狭い場所の通過 ・ドアの通過 ・いすへの誘導 ・段差・階段 ・交通機関の利用の基本 	
2 応用技能(4時間)	2 応用技能(4時間)		
(2) 応用技能(4時間)	応用的な移動支援の技術を修得する。	 ・環境に応じた歩行 ・さまざまな階段 ・さまざまなドア ・エレベーター ・エスカレーター ・車の乗降 ・食事 ・トイレ ・車いす利用の視覚障がい者への対応 	

同行援護従業者養成研修応用課程カリキュラム

司行援護従業者養成研修応用課程カリキュラム		
教科名	目的	内容
I 講義 2時間		
1 障がい・疾病の理解②	(1時間)	
(1) 障がい・疾病の理解②	業務において直面する障	・「見える」ということ
(1時間)	がい・疾病を医学的、実	・「見えること」と「行動」
	践的視点でより深く理解	・弱視の見え方・見えにくさ
	する。	・盲重複障がいについて
2 障がい者(児)の心理	② (1時間)	
(2) 障がい者(児)の心理	視覚障がい者(児)の心	・障がいの受容
2	理に対する理解を深め、	・家族の心理
(1時間)	適切な対応ができるよう	・視覚障がい者の人間関係
	習得する。	
Ⅱ 演習 10時間		
1 場面別基本技能(3時	間)	
(1) 場面別基本技能	日常的な外出先での技術	・窓口やカウンター
(3時間)	を習得する。	・買い物
		・雨、雪の日
		・金銭・カード
		・電車の乗降
		・バスの乗降
		・飛行機の乗降点
		・船の乗降
2 場面別応用技能(3時	間)	
(2) 場面別応用機能	目的に応じた外出先での	・病院・薬局
(3時間)	技術を習得する	・式典、会議、研修など
		・冠婚葬祭
		・盲導犬ユーザーへの対応
3 交通機関の利用 (4時間) ※演習に先立ち、オリエンテーションを実施すること		
(3) 交通機関の利用	交通機関での移動支援技	・電車・バス利用時における移動支援の実際(改
(4時間)	術を習得する。	札口、ホームへの移動、電車の乗降、ノンステッ
		プバス、通常のバスの乗降など)
		※実際の公共交通機関を利用すること

行動援護従業者養成研修課程カリキュラム

	#修課程カリキュラム ■ #	
教科名	目 的	内 容
I 講義 10時間		
	者の基本的理解に関する講義	(1.5時間)
(1) 強度行動障害とは	行動障がいの内容及び強度	・本研修の対象となる行動障害
	行動障がいの定義、支援の	・強度行動障害の定義
	歴史的流れや児者及び家族	・強度行動障害支援の歴史的な流れ
	の生活への理解、危機管	・知的障がい/自閉症/精神障がいとは
	理・緊急時の対応について	・行動障がいと家族の生活の理解
	理解する。また、医療的ア	・危機管理・緊急時の対応
(2) 強度行動障がいと	プローチや福祉と医療の連	・強度行動障がいと精神科の診断
医療	携について理解する。	・強度行動障がいと医療的アプローチ
		・福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関す	 -る制度及び支援技術の基礎的>	な知識に関する講義(5時間)
(3) 強度行動障害と制	強度行動障がいに関する自	・自立支援給付と行動障がい / 他
度	立支援給付等の制度、制度	(例)支援区分と行動関連項目・重度訪問介護
	の構造化及び基本的な枠組	の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強
	み、実践報告について理解	度行動障害支援者養成研修
(4) 構造化	するほか、法を含めた障が	・構造化の考え方
(1) 111/2/10	いと虐待の関係性を理解す	・構造化の基本と手法
	る。	・構造化に基づく支援のアイディア
(5) 士操の某士先を持		
(5) 支援の基本的な枠		・支援の基本的な枠組み
組みと記録		・支援の基本的なプロセス
		・アセスメント票と支援の手順書の理解
() () () () () () () () () ()		・記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
(6) 虐待防止と身体拘		・虐待防止法と身体拘束について
東		・強度行動障害と虐待
(7) 実践報告		・児童期における支援の実際
		・成人期における支援の実際
3 強度行動障害がある	者へのチーム支援に関する講	義 (3 時間)
(1) 強度行動障がい支	支援の原則やチームによる	・チームによる支援の重要性
援の原則	支援の重要性、地域での支	・支援の6つの原則
	援について理解する。	・地域で強度行動障がいの人を支える
4 強度行動障害と生活	Fの組み立てに関する講義 (O.	5 時間)
(2) 行動障がいのある	強度行動障がい者と家族の	・行動障がいのある人の家族の想い
人の生活と支援の実	生活や、生活の様々な場面	・日中活動場面における支援
際	における支援の実際につい	・夕方から朝にかけての支援
	て理解する。	・外出場面における支援
Ⅱ 演習 14時間		
1 基本的な情報収集と		1 時間)
	情報の入手方法やその記録	
プレイの基本	のまとめ方、共有方法につ	・記録とそのまとめ方と情報共有
(1時間)	いて理解する。	・アセスメントとは
	<u> </u>	
	様々なコミュニケーション	
ーション		・コミュニケーションの理解と表出
~ ~ ~ ~		、一· / マコマッ/正/打し公田

(3時間)	ついて理解する。	グループ論議/まとめ		
3 行動障害の背景にあ	3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習(1.5時間)			
(3) 行動障害の背景に あるもの (1.5時間)	感覚・知覚の特異性と障が い特性、行動障がいを理解 する氷山モデルについて理 解する。	・感覚・知覚の特異性と障害特性 ・行動障害を理解する氷山モデル ・グループ論議/まとめ		
4 障がい特性の理解と	アセスメントに関する演習(3 時間)		
(1) 障がい特性とアセ スメント (3時間)	障がい特性やそれに基づく 行動の意味、アセスメント について理解する。	・情報の入手とその方法・記録とそのまとめ方と情報共有・アセスメントとは		
5 環境調整による強度	行動障がいの支援に関する演	習(3時間)		
(2) 構造化の考え方と 方法 (3時間)	構造化の考え方と方法につ いて理解する。	・様々なコミュニケーション方法・コミュニケーションの理解と表出・グループ論議/まとめ		
6 記録に基づく支援の	評価に関する演習(1.5時	間)		
(3) 記録の収集と分析 (1.5時間)	行動の記録の方法や、その 整理と分析、再アセスメン トと手順書の修正について について理解する。	・行動の記録の方法 ・記録の整理と分析 ・再アセスメントと手順書の修正		
7 危機対応と虐待防止に関する演習 (1時間)				
(4) 危機対応と虐待防 止(1時間)	危機対応の方法及び虐待防 止、身体拘束について理解 する。	・危機対応の方法 ・虐待防止と身体拘束		

視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

倪見障かい者移動介護 教科名	目的	内容
I 講義 11時間		
 1 障がい者福祉に係る	 制度及びサービスに関する	講義(3時間)
(1) 障がい者(児)福祉	障がい者(児)福祉の制	・障がい者福祉の背景と動向
の制度とサービス	度とサービスの種類、	・障がい者福祉の制度とサービス
(2時間)	内容、役割を理解する。	
(2) 移動介護従業者の	移動介護の業務を理解	・移動介護従業者の業務
業務	する。	
(1時間)		
2 身体障がい者居宅介護	護等に関する講義 (3時間])
(3) 居宅介護概論	居宅介護の役割と業務	・居宅介護の社会的役割
(2時間)	を理解する。	・居宅介護の制度と現状
		・居宅介護業務の基本
		・関連機関との連携
(4) 居宅介護従業者の	居宅介護に従事する際	・福祉業務従事者としての倫理
職業倫理	の職業倫理について理	・居宅介護においてとるべき基本的態度
(1時間)	解する。	
3 視覚障がい者の疾病、	障がい等に関する講義	(2時間)
(5) 疾病、障がいの理解	業務において直面する	・視覚障がい者数
(2時間)	頻度の高い疾病、障が	・視覚障がいについての理解
	いを医学的、実践的視	・視覚障がいの原因疾病、症状、治療
	点で理解するととも	・見えの構造
	に、援助の基本的な方	・移動介護の際の留意点
	向性を把握する。	
4 基礎的な移動の介護は	に係る技術に関する講義	(2時間)
(6) 移動介護の基礎知	移動介護の目的と機能	・視覚障がい者への接し方
識	を理解し、基本原則を	・視覚障がい者の社会参加
(2時間)	把握する。	・視覚障がい者の行動技術
		・言葉による情報提供の基本
		・移動介護の留意点
		・歩行に関係ある補装具、用具の知識
5 障がい者の心理に関	する講義(1時間)	
(7) 障がい者(児)の心	障がい者(児)の心理に	・先天性障がいと中途障がい
理	対する理解を深め、心	・障がい者の心理と人間関係
(1時間)	理的援助のあり方につ	
	いて把握する。	
Ⅱ 演習 9時間		
1 移動の介護に係る技行	新に関する演習 (9時間)	
(8) 移動介護の基本技		・基本姿勢
術	本的な移動介護の技術	・危険な移動介護
(2時間)	を習	・基本姿勢の変形
	得する。	・狭い場所の通り抜け
		・方向転換(1)

		・方向転換(2)
		・カ回転換 (2) ・サイド (左右) の位置交代
		・押しドアの通行
		・引きドアの通行
		・引き戸の通行
		・背あてのある椅子への着席
		・背あてのない椅子への着席
		・移動介護中一時的に移動介護従業者と視覚障がい
		者が離れる場合
(2) 屋内の移動介護	疑似体験をしつつ、屋	・階段を上る方法
(2時間)	内ででの移動介護方法	・階段を下る方法
	を習得する。	・手すりを使って視覚障がい者が自分で階段を下り
		る方法
		・白板を持っている場合の基本姿勢
		・白杖を持っている場合に階段を上る方法
		・白杖を持っている場合に階段を下る方法
		・トイレの利用
		・テーブルオリエンテーション
(3) 屋外の移動介護	疑似体験をしつつ、屋	・屋外歩行の心がけ
(4時間)	外での移動介護方法を	・エスカレーターを上る方法
	習得する。	・エスカレーターを下る方法
		・自動車に乗り込む方法
		・自動車から降りる方法
		・駅の改札
		・電車に乗る方法
		・電車から降りる方法
		・バスに乗る方法
		・バスから降りる方法
(4) 応用技能	複数の視覚障がい者を	・らせん階段や不規則な階段の昇降
(1時間)	ガイドする場合などの	・雨の日のガイド
	応用技能を習得すると	・混雑した場所での移動介護
	ともに、移動介護従業	
	者としての全体像を把	
	握する。	
L	<i>***</i> / ** 0	

全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容		
1 講義 12時間				
1 障がい者福祉に係る	制度及びサービスに関する	·講義(3時間)		
(1) 障がい者(児)福祉	障がい者(児)福祉の制	・障がい者福祉の背景と動向		
の制度とサービス	度とサービスの種類、	・障がい者福祉の制度とサービス		
(2時間)	内容役割を理解する。			
(2) 移動介護従業者の	移動介護の業務を理解	・移動介護従業者の業務		
業務	する。			
(1時間)				
2 身体障がい者居宅介	護等に関する講義(3時間])		
(3) 居宅介護概論	居宅介護の役割と業務	・居宅介護の社会的役割		
(2時間)	を理解する。	・居宅介護の制度と現状		
		・居宅介護業務の基本		
		・関連機関との連携		
(4) 居宅介護従事者の	居宅介護に従事する際	・福祉業務従事者としての倫理		
職業倫理	の職業倫理について理	・居宅介護においてとるべき基本的態度		
(1時間)	解する。			
3 全身性障がい者の疾	病、障がい等に関する講義	を (2時間)		
(5) 重度肢体不自由者	業務において直面する	・肢体不自由者(児)の原因疾患(脳性まひ、脳血管		
(児)における障がい	頻度の高い障がい・疾	障がい、頚髄損傷など〉及び症状の理解		
の理解	病を医学的、実践的視	・肢体不自由者(児)の社会参加		
(1時間)	点で理解するととも	・移動介護の際の留意点		
	に、介護に必要な状態			
	像を把握する。			
(6) 介護に係わる車い	移動介護に必要な車い	・車いすの構造と機能		
す及び装具等の理解	すや装具等について知	・電動車いすの構造と機能		
(1時間)	識を深め、それらの機	・重度肢体不自由者用車いすの構造と機能		
	能を把握する。	・装具や自助具等の機能		
4 基礎的な移動の介護	4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義(3時間)			
(7) 姿勢保持について	良好な姿勢保持の必要	・良好な姿勢の必要性		
(1時間)	性を理解するととも	・良好な姿勢保持の方法		
	に、その方法を習得す	・姿勢保持の留意点		
	る。			
(8) コミュニケーショ	言語障がいについての	・言語障がいの種類と特徴		
ンについて	理解を深め、言語障が	・言語障がいのある人への接し方		
(1時間)	いのある人への接し方			
	を習得する。			
(9) 事故防止に関する	事故防止のための方法	・事故防止のための移動の留意点		
心がけと対策	や事故が起きた時の対	・事故時の対応		
(1時間)	応方法を習得する。	・安全な食事介護		
		・介護者自身のからだの保護		

5 障がい者の心理に関する講義(1時間)			
(10) 障がい者(児)の心	障がい者(児)の心理に	・障がい者の心理と人間関係	
理	対する理解を深め、心	・肢体不自由者の心理的特徴	
(1時間)	理的援助のあり方につ		
	いて把握する。		
Ⅱ 演習 4時間			
1 車いすでの移動の介記	1 車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習(4時間)		
(1) 抱きかかえ方及び	車いすへの移乗に際し	・床と車いす問の移乗	
移乗の方法	ての抱きかかえ方や移	・ベッドと車いす間の移乗	
(1時間)	乗の方法を習得する。	・2人の介護者で行う場合	
(2) 車いすの移動介護	車いすでの移動を介護	・車いすの取り扱い方	
(2時間)	する場合の車いすの取	・車いす移動介護における注意 (雨の日)	
	り扱い方や平地、階段	・平地での移動	
	での移動方法などを習	・階段における移動	
	得する。	・エレベーター、エスカレーターの利用	
		・乗り物を利用する場合の注意	
		・歩行移動介護方法の留意点	
(3) 生活行為の介護	外出時に排せつ、食事、	・食事の介護方法	
(1時間)	衣服の着脱を行う際に	・衣服着脱の介護方法	
	安全な介護方法を習得	・排せつの介護方法	
	する。		

知的障がい者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容	
1 講義 13時間			
1 障がい者福祉に係る	制度及びサービスに関する	5講義(3時間)	
(1) 障がい者(児)福祉 の制度とサービス (2時間)(2) 移動介護従業者の 業務 (1時間)	障がい者(児)福祉の制度とサービスの種類、 内容、役割を理解する。 移動介護の業務を理解 する。	・障がい者福祉の背景と動向 ・障がい者福祉の制度とサービス ・移動介護従業者の業務	
	⊥ 護等に関する講義(3時間	」 引)	
(3) 居宅介護概論(2時間)	居宅介護の役割と業務 を理解する。	・居宅介護の社会的役割・居宅介護の制度と現状・居宅介護業務の基本・関連機関との連携	
(4) 居宅介護従業者の 職業倫理(1時間)	居宅介護に従事する際 の職業倫理について理 解する。	・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本的態度	
3 知的障がい者の疾病	、障がい等に関する講義	(4時間)	
(5) 疾病、障がいの理解 (4時間)	業務において直面する 頻度の高い疾病、障が いを医学的、実践的視 点で理解するととも に、援助の基本的な方 向性を把握する。	 ・知的障がい者数 ・知的障がい、自閉症、ダウン症、てんかんについての理解 ・行動障がいについての理解 ・疾病の理解 ・心機能障がい、高血圧、糖尿病等 ・移動介護の際の留意点 	
4 基礎的な移動の介護	- に係る技術に関する講義	(2時間)	
(6) 移動介護の基礎知 識 (2時間)	移動介護の目的と機能 を理解し、基本原則を 把握する。	・知的障がい者への接し方・知的障がい者の社会参加・知的障がい者の行動技術・本人の意思確認・移動介護の留意点	
5 障がい者の心理に関	5 障がい者の心理に関する講義(1時間)		
(7) 障がい者(児)の心 理 (1時間)	障がい者(児)の心理に 対する理解を深め、心 理的援助のあり方につ いて把握する。	・障がい者の心理と人間関係 ・知的障がい者の心理的特徴	
Ⅲ 演習 6時間	Ⅲ 演習 6時間		
1 移動の介護に係る技	1 移動の介護に係る技術に関する講義 (6時間)		
(1) 移動の介護に係る 技術 (6時間)	知的障がい者の行動の 特性を理解しつつ、基 本的な移動介護の技術 を習得する。	・知的瞳がい者の移動介護の基本 ・行動障がいへの対応、本人の意思確認等 ※疑似体験についても考慮すること。	

	養成研修(基礎研修)力	
教科名	目 的	内 容
I 講義 6時間		
1 強度行動障害があっ	る者の基本的理解に関する講	義(2.5時間)
(1) 強度行動障害と	行動障がいの内容及び強	・本研修の対象となる行動障害
は	度行動障がいの定義、支援	・強度行動障害の定義
	の歴史的流れや児者及び	・強度行動障害支援の歴史的な流れ
	家族の生活への理解、危機	・知的障がい/自閉症/精神障がいとは
	管理・緊急時の対応につい	・行動障がいと家族の生活の理解
	て理解する。また、医療的	・危機管理・緊急時の対応
(2) 強度行動障がい	アプローチや福祉と医療	・強度行動障がいと精神科の診断
と医療	の連携について理解する。	・強度行動障がいと医療的アプローチ
		・福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関	する制度及び支援技術の基礎に	的な知識に関する講義(3.5時間)
(3) 強度行動障害と	強度行動障がいに関する	・自立支援給付と行動障がい / 他
制度	自立支援給付等の制度、制	(例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介
	度の構造化及び基本的な	護の対象拡大・発達障害者支援体制整
	枠組み、実践報告について	備・強度行動障害支援者養成研修
(4) 構造化	理解するほか、法を含めた	・構造化の考え方
	障がいと虐待の関係性を	・構造化の基本と手法
	理解する。	・構造化に基づく支援のアイディア
(5) 支援の基本的な		・支援の基本的な枠組み
枠組みと記録		・支援の基本的なプロセス
		・アセスメント票と支援の手順書の理解
		・記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
(6) 虐待防止と身体		・虐待防止法と身体拘束について
拘束		・強度行動障害と虐待
(7) 実践報告		・児童期における支援の実際
		・成人期における支援の実際
Ⅱ 演習 6時間		
1 基本的な情報収集	と記録等の共有に関する演習	(1時間)
(1) 情報収集とチー	情報の入手方法やその記	・情報の入手とその方法
ムプレイの基本	録のまとめ方、共有方法に	・記録とそのまとめ方と情報共有
(1時間)	ついて理解する。	・アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 (2.5時間)		
(2) 固有のコミュニ	様々なコミュニケーショ	・様々なコミュニケーション方法
ケーション	ン方法と、その理解と表出	・コミュニケーションの理解と表出
(2.5時間)	について理解する。	・グループ論議/まとめ
3 行動障害の背景に	ある特性の理解に関する演習	(2.5時間)
(3) 行動障害の背景	感覚・知覚の特異性と障が	・感覚・知覚の特異性と障害特性
にあるもの	い特性、行動障がいを理解	・行動障害を理解する氷山モデル
(2.5時間)	する氷山モデルについて 理解する。	・グループ論議/まとめ
<u> </u>	/41 / 920	

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)カリキュラム

强及行動障害又饭有	養成研修(美践研修)刀	リ キュノム
教科名	目的	内 容
I 講義 4時間		
1 強度行動障害がある	る者へのチーム支援(2時間)	
(1) 強度行動障がい	支援の原則やチームによ	・チームによる支援の重要性
支援の原則	る支援の重要性、地域での	・支援の6つの原則
	支援について理解する。	・地域で強度行動障がいの人を支える
2 強度行動障害と生活	<u> </u> 舌の組み立て (2時間)	
	T	. 行動陸がいのもでしの文佐の相い
(2) 行動障がいのあ	強度行動障がい者と家族	・行動障がいのある人の家族の想い
る人の生活と支援の	の生活や、生活の様々な場	・日中活動場面における支援
実際	面における支援の実際に	・夕方から朝にかけての支援
# \$\frac{1}{2} \cdot \text{pt}	ついて理解する。	・外出場面における支援
Ⅱ 演習 8時間		
1 障がい特性の理解。	とアセスメント(2.5時間)	
(1) 障がい特性とア	障がい特性やそれに基づ	・情報の入手とその方法
セスメント	く行動の意味、アセスメン	・記録とそのまとめ方と情報共有
(2.5時間)	トについて理解する。	・アセスメントとは
2 環境調整による強力	度行動障がいの支援(3.5月	時間)
(2) 構造化の考え方	 構造化の考え方と方法に	・様々なコミュニケーション方法
と方法	ついて理解する。	・コミュニケーションの理解と表出
(3.5時間)	少、C在肝力切。	グループ論議/まとめ
3 記録に基づく支援の	の評価(1時間)	
	行動の記録の方法や、その	・行動の記録の方法
(3) 記録の収集と分	整理と分析、再アセスメン	・記録の整理と分析
析(1時間)	トと手順書の修正につい	・再アセスメントと手順書の修正
	てについて理解する。	ロ/ ロハバマ ドと 丁収育 ツ 炒 止
4 危機対応と虐待防止 (1時間)		
(4) 危機対応と虐待	危機対応の方法及び虐待	・存機対応の主法
防止(1時間)	防止、身体拘束について理	・危機対応の方法 ・虐待防止と身体拘束
	解する。	一层时份业区分件判集

山形県居宅介護従業者等養成研修事業免除科目および研修時間

- 1 障害者居宅介護従業者基礎研修課程
- (1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 居宅介護に関する講義 (3時間) のうち、重度の肢体不自由	
者に関するもの	
イ 基礎的な介護技術に関する講義 (3時間) のうち、重度の肢	
体不自由者に関するもの	

(2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 居宅介護に関する講義 (3時間) のうち、重度の肢体不自由	
者に関するもの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義(3時間)	
のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がい等に関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢	
体不自由者に関するもの	
エ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義(5時間)	
のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの	

(4) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を含む。)が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する 場合

ア 障がい者福祉及び老人保健に係る制度及びサービス並びに社	
会保障制度に関する講義(4時間)のうち、知的障がい及び精	
神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する	
もの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義(3時間)	

のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に	
関するもの	

(5) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を 受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並び	
に社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、視覚障がいに	
係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義 (3時間)	
のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、視覚障が	
いに関するもの	
エ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義(5時間)	
のうち、視覚障がいに関するもの	

(6) 行動援護従業者養成研修課程修了者(強度行動障害支援者養成研修(基礎課程及び 実践研修)修了者を含む。)が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並び	
に社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、知的障がい者	
及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に	
関するもの	
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義 (3時間)	
のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に	
関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、基礎的な	
移動の介護に係る技術に関する講義	

(7) 旧告示に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は旧告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年3月24日厚生労働省告示110号。以下「15年告示」という。)に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並び	
に社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、老人保健福祉	
に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除	
いたもの	
イ 居宅介護に関する講義	3時間
ウ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義 (3時間)	
のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
エ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、基礎的な	
移動の介護に係る技術に関する講義	

(8) 旧告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に 基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基 礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並び に社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、老人保健福祉 に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除 いたもの	
イ 居宅介護に関する講義	3 時間
ウ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義 (3時間) のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
エ 基礎的な介護技術に関する講義 (3時間) のうち、基礎的な 移動の介護に係る技術に関する講義	

(9) 旧告示に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並び	
に社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、老人保健福祉	
に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除	
いたもの	
イ 居宅介護に関する講義	3 時間
ウ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義 (3時間)	
のうち、知的障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
エ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、基礎的な	
移動の介護に係る技術に関する講義	

(10) 旧告示及び15年告示に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障害者 居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

ア 居宅介護に関する講義	3時間
イ 障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義 (3時間)	
のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの	
ウ 基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、全身性障	
がい者の基礎的な介護に係る技術に関する講義	

2 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程

介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程又は障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者若しくは修了予定者、旧要綱に基づく研修修了者、介護保険法上の訪問介護員又は介護職員初任者研修課程修了予定者

(1)障がい者(児)福祉の制度とサービス	2 時間
(2) 身体障がい者居宅介護等に関する講義	3 時間
(3) 視覚障がい者の疾病、障がい等に関する講義	2 時間
(4) 障がい者の心理に関する講義	1時間

3 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程

介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程又は障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者若しくは修了予定者、旧要綱に基づく研修修了者、介護保険法上の訪問介護員又は介護職員初任者研修課程修了予定者

(1)障がい者(児)福祉の制度とサービス	2 時間
(2) 身体障がい者居宅介護等に関する講義	3 時問
(3) 障がい者の心理に関する講義	1 時間

講義を通信で行う場合の基準

講義を通信で行う場合には、次の方法により、添削指導及び面接指導を適切に実施するものとする。

1 添削指導

- (1) 別紙4の基準と同等の添削責任者を各教科に配置すること。
- (2) 添削責任者と添削者が別の場合には、添削者は添削責任者の十分な指導の下、その 任務にあたること。
- (3) 課題は次によること。
 - ア 課題の内容は、各教科の学習内容を理解させるに足るものとすること。
 - イ 添削課題は受講者の各科目内容の理解を深めるために資するものとし、科目ごと複数の課題を設けること。また課題は各課程のカリキュラム内容を網羅し、課題の中に 記述式の課題を含むことが望ましい。なお制度改正等があった場合には適宜改定する こと。
 - ウ あらかじめ合格点を設定し、これに満たない場合は、再度課題を課して、合格点に 達するため指導を徹底すること。
 - エ 添削済み答案を送付の際には、模範解答及び解説集を送付すること。
 - オ 質問用紙を用意し、受講者の疑問に対し、講師要件に該当する講師によりすみやか に回答できるようにすること。
 - カ 課題の回収後の添削は、速やかに行うこと。また、受講者の理解しやすい添削に務めること。
- (4)受講者に対し、学習課題に関する質問の受け付け方法、その回答方法を周知すること。

2 面接指導

- (1) 指導に当たる講師は、別紙4の基準と同等の者を選定すること。
- (2) 開催の時期及び場所は、受講者の集合しやすい時期及び場所を十分考慮して設定すること。
- (3) 適当な講義室及び演習室を確保すること。

講師選定基準

居宅介護職員初任者研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義及び演習 130時	間	
1 職務の理解 (6時間)		
(1) 多様なサービスの理解	・保健、医療、福祉の制度と	①介護福祉士
	サービスについての具体的な	②社会福祉士
	知識	③介護支援専門員
(2) 介護職の仕事内容や働	・介護職が働く現場や仕事の	④在宅福祉サービスと連携をとって活動
く現場の理解	内容についての具体的な知識	している看護師、保健師
	※在宅生活者への直接経験が	⑤その他
	あることが望ましい。	
2 介護における尊厳の保持	・自立支援 (9時間)	
(3) 人権と尊厳を支える介	・介護・福祉サービスを提供	①介護福祉士
護	するにあたっての基本的な視	②社会福祉士
	点	③介護支援専門員
(4) 自立に向けた介護	・人権の尊重についての知識	④在宅福祉サービスと連携をとって活動
	・虐待を受けている障がい者	している看護師、保健師
	等への対応方法	⑤その他
3 介護の基本(6時間)		
(5) 介護職の役割、専門性	・介護職に求められる専門性	①介護福祉士
と多職種との連携	についての知識	②介護支援専門員
(6) 介護職の職業倫理	・介護職の職業倫理	③サービス提供責任者
	・自らの介護事例	④在宅福祉サービスと連携をとって活動
保とリスクマネジメント	・医療・看護との連携につい	している看護師、保健師
(8) 介護職の安全	ての具体的な知識	⑤その他
4 介護・福祉サービスの理	解と医療との連携(9時間)	
	・保健、福祉の制度とサービ	①当該科目を担当する課の行政職員
	スについての知識	②介護福祉士
	・居宅介護の実務に関する具	③社会福祉士
A self-ten man of the contract	体的な知識	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(11) 介護保険制度および		⑤在宅福祉サービスと連携をとって活動
その他の制度		している看護師、保健師
		⑥その他
(10) 医療との連携とリハ		①理学療法士
ビリテーション		②作業療法士
		③リハビリテーションを専門とする医師
A allowance and a second		④その他
5 介護におけるコミュニケ		
(12) 介護におけるコミュ	・障がい者や高齢者とのコミ	①介護福祉士
ニケーション	ュニケーションの方法に関す	②介護支援専門員
	る知識	③サービス提供責任者
(13) 介護におけるチーム	・チームケアにおける専門職	④在宅福祉サービスと連携をとって活動
のコミュニケーション	間でのコミュニケーションに	している看護師、保健師
	関する知識	⑤その他

6 障がいの理解 (6時間)		
(14) 障がいの基礎的理解 (15) 障がいの医学的側面、 生活障がい、心理・行動 の特徴、かかわり支援等 の基礎的知識	・障がい・疾病に関する知識 ・居宅介護に関する知識 ・障がい者(児)とその家族の 生活実態と心理に関する知識	①医師 ②看護師、保健師 ③その他
(16) 家族の心理、かかわり 支援の理解		①介護福祉士 ②社会福祉士 ③臨床心理の専門家(臨床心理士) ④在宅福祉サービスと連携をとって活動 している看護師、保健師 ⑤その他
7 認知症・行動障がいの理	上解(6時間)	
認知症 窓知症 窓知症 症 の理解(17) 認知症を取り 巻く環境 (19) 認知症に伴う こころとからだの 変化と日常生活 (20) 家族への支援	・認知症に関する知識	①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動 している看護師、保健師 ③その他
時 (18) 医学的側面か ら見た認知症の基 礎と健康管理		①医師 ②看護師、保健師 ③その他
(21) 行動障がい (22) 自閉症の理 解・自閉症の障がい特性 (23) 行動障がいが 起きる背景の理解 (24) 行動障がいを 起こさないように するための支援	・行動障がいに関する知識	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③行動援護従業者 ④保健師、看護師 ⑤知的障がい者を対象とした障害者支援 施設の生活支援員 ⑥その他
8 老化の理解(3時間)		
(25) 老化に伴うこころと からだの変化と日常	・心身の変化関する知識・高齢者の疾病に関する知識	①介護福祉士 ②医師 ③看護師、保健師 ④その他
(26) 高齢者と健康		①医師 ②看護師、保健師 ③その他
9 こころと体のしくみと生活支援技術 (75時間)		
(27) 基本知識の学習(10~13時間程度)		
① 介護の基本的な考え方	・介護実践に関する具体的な知識	①介護福祉士 ②在宅福祉サービスと連携をとって活動
② 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	・直接援助経験に基づく介護 技術	している看護師、保健師 ③その他

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Company of the last of the las
③ 介護に関するからだの	・自らの介護事例	①理学療法士
しくみの基礎的理解		②作業療法士
		③介護福祉士
		④在宅福祉サービスと連携をとって活動
		している看護師、保健師
		⑤その他
(28) 生活支援技術の講義・治	寅習(50~55時間程度)	
④ 生活と家事	・介護実践に関する具体的な	①介護福祉士
	知識	②在宅福祉サービスと連携をとって活動
	・生活者支援の視点に立脚し	している看護師、保健師
	た介護方法論	③その他
⑤ 快適な居住環境整備と	・直接援助経験に基づく介護	①介護福祉士
介護	技術	②理学療法士
71 HZ	・自らの介護事例	③作業療法士
		4)医師
		⑤在宅福祉サービスと連携をとって活動
		している看護師、保健師
		⑥福祉用具専門相談員
		(7)一級建築士(住宅関係部分)
		⑧福祉住環境コーディネーター(住宅部
		分) ② Z - O lib
② 静虚に即注したテニア		⑨その他② △ *****
⑥ 整容に関連したこころ		①介護福祉士
とからだのしくみと自立		②在宅福祉サービスと連携をとって活動
に向けた介護		している看護師、保健師
A 1411 147 HBV4 1 1		③その他
⑦ 移動・移乗に関連した		①介護福祉士
こころとからだのしくみ		②在宅福祉サービスと連携をとって活動
と自立に向けた介護		している看護師、保健師
		③理学療法士
		④作業療法士
		⑤その他
⑧ 食事に関連したこころ		①介護福祉士
とからだのしくみと自立		②在宅福祉サービスと連携をとって活動
に向けた介護		している看護師、保健師
		③栄養士
		④その他
9 入浴、清潔保持に関連		①介護福祉士
したこころとからだのし		②在宅福祉サービスと連携をとって活動
くみと自立に向けた介護		している看護師、保健師
① 排せつに関連したここ		③その他
ろとからだのしくみと自		
立に向けた介護		
⑪ 睡眠に関連したこころ		
とからだのしくみと自立		
に向けた介護		
② 死にゆく人に関連した		①介護福祉士
こころとからだのしくみ		②在宅福祉サービスと連携をとって活動

r		
と終末期介護		している看護師、保健師
		③介護支援専門員
		④その他
(29) 生活支援技術演習(10	0~12時間程度)	
③ 介護過程の基礎的理解	・介護実践に関する具体的な	①介護福祉士
	知識	②在宅福祉サービスと連携をとって活動
④ 総合生活支援技術演習	・生活者支援の視点に立脚し	している看護師、保健師
	た介護方法論	③その他
	・直接援助経験に基づく介護	
	技術	
	・自らの介護事例	
10 振り返り(4時間)		
(30) 振り返り	・介護職が身につけるべき知	①介護福祉士
	識	②在宅福祉サービスと連携をとって活動
(31) 就業への備えと研修	・最新知識	している看護師、保健師
修了後における継続的な	・研修の実例	③その他
研修		

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成等において、当該科目あるいは読み替え 可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適 任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは 理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に 指導できるレベルであることを必要とする。

障害者居宅介護従業者基礎研修課程

障害者居毛介護従業者 教科名	日本短別 5 本性 特に求められる能力	講師の要件
I 講義 (25時間)	, o	MART 7 2011
	する際の基本的な考え方に関する講義(3	————————————————————— 時間)
(1) サービス提供の基 本視点 (3時間)	・障がい・疾病に関する知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法 論 ・保健、医療、福祉の制度とサービスに ついての具体的な知識	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③サービス提供責任者 ④在宅福祉サービスと連携をとって 活動している看護師、保健師 ⑤その他
2 障がい者福祉及び老	人保健福祉に係る制度及びサービス並びに	社会保障制度に関する講義(4時間)
(2) 障がい者(児)福祉の制度とサービス(2時間)(3) 老人福祉の制度とサービス(2時間)	・各法に関する知識及び制度とサービスに ついての知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③その他
3 居宅介護に関する講	義(3時間)	
(4) 居宅介護概論 (居宅介護員の職業 倫理を含む) (3時間)	・保健、福祉の制度とサービスについての知識(介護保険制度を含む) ・居宅介護の実務に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
4 障がい者及び老人の	疾病、障がい等に関する講義(3時間)	-
(5) サービス利用者の 理解 (3時間)	・障がい・疾病に関する知識 ・障がい者(児)、老入及びその家族の生 活実態と心理に関する知識 ・生活着支援の視点に立脚した介護方法 論	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③在宅福祉サービスと連携をとって 活動している看護師、保健師 ④その他
5 基礎的な介護技術に	関する講義 (3時間)	
(6) 介護概論 (3時間)	・障がい・疾病に関する知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法 論 ・直接援助経験に基づく介護技術 ・自らの介護事例・保健、医療、福祉の 制度とサービスについての具体的な知識	③在宅福祉サービスと連携をとって 活動している看護師、保健師
6 家事援助の方法に関		
(7) 家事援助の方法 (4時間)	・栄養、調理、被服等、家政に関する知識 ・障がい・疾病に関する知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方法	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③栄養士(栄養等に関する部分) ④その他
7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (5時間)		
(8) 医学の基礎知識 (3時間)	・居宅介護に関する知識 ・医学に関する知識	①医師 ②看護師、保健師 ③その他
(9) 心理面への援助方 法 (2時間)	< 心理面への援助の必要性と方法> ・居宅介護に関する知識 ・障がい・疾病に関する知識 ・障がい者(児)、老人及びその家族の生 活実態と心理に関する知識	< 心理面への援助の必要性と方法> ①臨床心理の専門家等 ②介護福祉士 ③在宅福祉サービスと連携をとって 活動している看護師、保健師 ④その他

	<レクリエーションの視点と実際>	<レクリエーションの視点と実際>
	・居宅介護に関する知識	①在宅レクリエーションの専門家
	・在宅レクリエーションの知識と技術	②介護福祉士
		③看護師、保健師
		④その他
Ⅱ 演習(17時間)		
1 福祉サービスを提供	する際の基本的な態度に関する演習 (4時	間)
(1) 共感的理解と基本	・障がい・疾病に関する知識	①介護福祉士
的態度の形成	・居宅介護についての具体的な知識	②社会福祉士
(4時間)	・ロールプレイを含む臨床心理学に基づ	③サービス提供責任者
	く共感性を高める技術	④その他
	・演習を指導する技術	
2 基礎的な介護技術に	関する演習(10時間)	
(2) 介護技術入門	・講義5で求められる能力・演習を指導	①講義5で求められる要件
(10時間)	する技術	
3 事例の検討等に関す	-る演習(3時間)	1
(3) 居宅介護の共通理	・居宅介護の実際を紹介しつつ、受講者	①サービス提供責任者
解	の意見等を引き出す集団検討技術	②介護福祉士
(3時間)		③当該科目の担当に適任であると認
		められる現任の居宅介護従業者
		④その他
1		

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成等において、当該科目あるいは読み替え 可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適 任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは 理由書等により十分説明を加えること。
 - 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 3時間		
1 重度の肢体不自由者の	の地域生活等に関する講義(2時間)	
(1) 重度の肢体不自由 者の地域生活等 (2時間)	・保健福祉の制度とサービスについての知識 ・居宅介護に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④サービス提供責任者 ⑤その他
2 基礎的な介護技術に	関する講義(1時間)	
(2) 基礎的な介護技術 (1時間)	・障がい・疾病に関する基礎知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方 法論 ・介護技術、自らの介護事例、保健福 祉の制度とサービスについての知識	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③在宅福祉サービスと連携をとって 活動している看護師、保健師 ④その他
Ⅱ 実習 7時間 ※演習	習により実施する場合	
1 基礎的な介護と重度の	の肢体不自由者とのコミュニケーション(の技術に関する実習(5時間)
(1) 基礎的な介護技術 と重度の肢体不自由 者とのコミュニケー ションの技術 (5時間)	・障がい・疾病に関する基礎知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護方 法論 ・介護技術に関する知識	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③重度訪問介護従業者 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥保健師 ⑦その他
2 外出時の介護技術に関する実習 (2時間)		
(2) 外出時の介護技術 (2時間)	・介護に係わる車いす及び装具等に関する知識 ・介護技術に関する知識	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③重度訪問介護従業者 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥保健師 ⑦その他

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
 - 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

重度訪問介護従業者養成研修追加課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 7時間		
1 医療的ケアを必要と	する重度訪問介護利用者の障がい及び支払	援に関する講義(4時間)
(1) 重度肢体不自由者	・障がい・疾病に関する知識	①医師
(児)における障がい		②保健師・看護師
の理解		③介護福祉士
(2時間)		④その他
(2) 医学の基礎知識	・医療に関する知識	①医師
(1時間)		②在宅福祉サービスと連携をとって
		活動している保健師・看護師
		③その他
(3) 家事援助の方法	・栄養、調理、被服等家政に関する知	①介護福祉士
(1時間)	識	②サービス提供責任者
	・障がい・疾病に関する基礎知識	③重度訪問介護従業者
	・生活者支援の視点に立脚した介護方	④栄養士 (栄養等に関する部分)
	法論	⑤その他
2 コミュニケーション(の支援の技術に関する講義(2時間)	
(4) コミュニケーショ	・言語障がいの種類、特徴に関する知	①医師
ンの技術	識	②介護福祉士
(2時間)	・言語障がいのある肢体不自由者との	③言語聴覚士
	コミュニケーションの方法に関する知	④在宅福祉サービスと連携をとって
	識	活動している保健師・看護師
		⑥その他
3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 (1時間)		
(5) 緊急時の対応及び	・緊急時の対応及び危険防止に関する	①保健師・看護師
危険防止	知識	②救急救命士
(1時間)		③介護福祉士
		④サービス提供責任者
		⑤その他

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
 - 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

重度訪問介護従業者養成研修統合課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 10時間		
1 重度の肢体不自由者の地	1域生活等に関する講義(2時間)	
(1) 重度の肢体不自由者の 地域生活等(2時間)	・保健福祉の制度とサービスについての知識 ・居宅介護に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④サービス提供責任者 ⑤その他
2 基礎的な介護技術に関す	<u>l</u> -る講義(1時間)	
(2) 基礎的な介護技術 (1時間)	・障がい・疾病に関する基礎知識 ・生活者支援の視点に立脚した介護 方法論 ・介護技術、自らの介護事例、保健 福祉の制度とサービスについての知 識	①介護福祉士 ②サービス提供責任者 ③在宅福祉サービスと連携をとっ て活動している看護師、保健師 ④その他
3 コミュニケーションの技	がに関する講義(2時間)	
(3) コミュニケーションの 技術(2時間)	・言語障がいの種類、特徴に関する知識 ・言語障がいのある肢体不自由者とのコミュニケーションの方法に関する知識	①医師 ②介護福祉士 ③言語聴覚士 ④在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師・看護師 ⑤その他
4 喀痰吸引を必要とする重 する講義① (3時間)	食度障がい者の障がいと支援に関する講	- 義・緊急時の対応及び危機防止に関
(4) 喀痰吸引の手順と緊急 時の対応等 (3時間)	・喀痰吸引に関する知識	①医師 ②保健師 ③助産師 ④看護師 (※3)
5 経管栄養を必要とする重 する講義② (3時間)	i 度障がい者の障がいと支援に関する講	義・緊急時の対応及び危機防止に関
(5) 経管栄養の手順と緊急 時の対応等 (3時間)	・経管栄養に関する知識	①医師 ②保健師 ③助産師 ④看護師 (※3)
Ⅱ 演習 1時間	1	1
1 喀痰吸引等に関する演習	7 (1時間)	
(1) 喀痰吸引等に関する演習 (1時間)	・喀痰吸引等に関する知識 ・実技を指導する技術	①医師 ②保健師 ③助産師

	④看護師
	(※3)

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に 指導できるレベルであることを必要とする。
- 3 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」(平成23年9月14日付障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める指導者養成事業を修了した者又は、これに相当する知識及び技能を有すると認められる者であること。

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 6.5時間		
1 強度行動障害がある者の	基本的理解に関する講義(1. 5時間)
(1) 強度行動障害とは	・強度行動障害を有する者の障がい 特性及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
(2) 強度行動障がいと医療	・行動障がい及び発達障がい等の医 療に関する知識	①医師 ②看護師、保健師 ③その他
2 強度行動障害に関する制	度及び支援技術の基礎的な知識に関す	る講義(5時間)
(3) 強度行動障害と制度	・強度行動障害に関する障害福祉サービス、サービス利用のための判定 基準、支援者の養成研修等の最新の 制度内容に関する知識	①行政職員②社会福祉士③介護福祉士④看護師、保健師⑤指導者研修(基礎)修了者⑥その他
(4) 構造化		①社会福祉士
(5) 支援の基本的な枠組みと記録		②介護福祉士 ③看護師、保健師
(6) 虐待防止と身体拘束	・各教科に関する知識	④指導者研修(基礎)修了者⑤その他
(7) 実践報告		①強度行動障害を有する者に支援 を提供している事業所の従業者等
Ⅱ 演習 5.5時間		
	等の共有に関する演習(1時間)	
(1)情報収集とチームプレイの基本(1時間)	・情報収集とチームプレイの基本に 関する知識及び技術	①社会福祉士②介護福祉士③看護師、保健師④指導者研修(基礎)修了者⑤その他
2 行動障害がある者の固有	のコミュニケーションの理解に関する	演習(3時間)
(2) 固有のコミュニケーション (3時間)	・行動障害がある者の固有のコミュ ニケーションの理解に関する知識及 び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
3 行動障害の背景にある特	性の理解に関する演習(1.5時間)	
(3) 行動障害の背景にある もの (1.5時間)	・行動障害の背景にある特性の理解 に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者

	⑤その他

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に 指導できるレベルであることを必要とする。

同行援護従業者養成研修一般課程

] 行援護促業者養成研修一	· 版課程	
教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 12時間		
1 視覚障がい者(児)の福	祉サービス(1時間)	
(1) 視覚障がい者(児)の	・法に関する知識及び制	①当該科目を担当する課の行政職員
福祉サービス	度とサービスについての	②社会福祉士
(1時間)	具体的な知識	③その他
2 同行援護の制度と従業者	の業務(2時間)	
(2) 同行援護の制度と従業	・同行援護の制度と業務	①当該科目を担当する課の行政職員
者の業務	についての具体的な知識	②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修
(2時間)		了者
		③その他
3 障がい・疾病の理解 ①	(1時間)	
(3) 障がい・疾病の理解	・障がい、疾病に関する	①医師
	知識	②看護師、保健師
(1時間)		③歩行訓練士
		④視覚障害者生活指導員
4 P\$ 28	/ a n+ nn	⑤その他
4 障がい者(児)の心理①		
(4) 障がい者(児)の心理	・障がい者(児)の心理	①介護福祉士
	に関する知識	②社会福祉士
(1時間)		③臨床心理士
		④心理判定員
5 情報支援と情報提供(2)	 	⑤その他
	· · · ·	
(5) 情報支援と情報提供	・移動中に必要な情報支	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修
(2時間)	援・提供に関する知識	了者 ②歩行訓練士
		②多11 訓練工 ③視覚障害者生活指導員
		●院見障害有工品指等員④障がい福祉サービス事業所等において視覚
		障がい者の直接処遇に従事している者
		(5)その他
6 代筆・代読の基礎知識((2時間)	
(6) 代筆・代読の基礎知識	・情報支援としての代	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修
(2時間)	筆・代読に関する知識	了者
		②歩行訓練士
		③視覚障害者生活指導員
		④障がい福祉サービス事業所等において視覚
		障がい者の直接処遇に従事している者
		⑤その他
7 同行援護の基礎知識(2	時間)	
(7) 同行援護の基礎知識	・同行援護の目的と機能	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修
(2時間)	•	
(\(\times \text{PM } \text{ [H]} \)	に関する知識	了者

II 演習 8時間(1) 基本技能(4時間)		③視覚障害者生活指導員 ④障がい福祉サービス事業所等において視覚 障がい者の直接処遇に従事している者 ⑤その他
1 基本技能 (4時間)	・移動支援の基本技術に関する知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修 了者 ②歩行訓練士 ③視覚障害者生活指導員 ④障がい福祉サービス事業所等において視覚 障がい者の直接処遇に従事している者 ⑤その他
2 応用技能(4時間) (2) 応用技能 (4時間)	・移動支援の応用的技術に関する知識	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修 了者 ②歩行訓練士 ③視覚障害者生活指導員 ④障がい福祉サービス事業所等において視覚 障がい者の直接処遇に従事している者 ⑤その他

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に 指導できるレベルであることを必要とする。

同行援護従業者養成研修応用課程

切り板暖促未有食风啊			
教科名	特に求められる能力	講師の要件	
I 講義 2時間			
1 障がい・疾病の理	解②(1時間)		
(1) 障がい・疾病の理	・障がい、疾病に関する知	①医師	
解②	識	②看護師、保健師	
(1時間)		③歩行訓練士	
		④視覚障害者生活指導員	
		⑤その他	
2 障がい者 (児) の	心理②(1時間)		
(2) 障がい者(児)の	・障がい者(児)の心理に	①介護福祉士	
心理②	関する知識	②社会福祉士	
(1時間)		③臨床心理士	
		④心理判定員	
		⑤その他	
Ⅱ 演習 10時間			
1 場面別基本技能(3時間)		
(1) 場面別基本技能	・移動支援の目的ごとに応	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者	
(3時間)	じた技術に関する知識	②歩行訓練士	
		③視覚障害者生活指導員	
		④障がい福祉サービス事業所等において視覚障が	
		い者の直接処遇に従事している者	
		⑤その他	
2 場面別応用技能(3時間)		
(2) 場面別応用技能	・移動支援の目的ごとに応	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者	
(3時間)	じた技術に関する知識	②歩行訓練士	
		③視覚障害者生活指導員	
		④障がい福祉サービス事業所等において視覚障が	
		い者の直接処遇に従事している者	
o 李字琳用。如果 /	4 n+ HH)	⑤その他	
	4 時間)		
(3) 交通機関の利用	・交通機関での移動支援に	①視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者	
(4時間)	関する知識	②歩行訓練士	
		③視覚障害者生活指導員	
		(4) ではいるアンジャンス事業所等において視覚障が	
		い者の直接処遇に従事している者	
	M/ m²	⑤その他 蒦福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替	

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に 指導できるレベルであることを必要とする。

行動援護従業者養成研修課程

教科	名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 1	0 時間		
1 強度行動	障害がある者	音の基本的理解に関する講義(1.5時 に関する講義(1.5時間	間)
(1)強度行動	加障害とは	・強度行動障害を有する者の障がい特 性及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
(2) 強度行動 療	障がいと医	・行動障がい及び発達障がい等の医療 に関する知識	①医師 ②看護師、保健師 ③その他
2 強度行動	障害に関する	る制度及び支援技術の基礎的な知識に関	する講義(5時間)
(3)強度行動	加障害と制度	・強度行動障害に関する障害福祉サービス、サービス利用のための判定基準、支援者の養成研修等の最新の制度内容に関する知識	①行政職員 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④看護師、保健師 ⑥指導者研修(基礎)修了者 ⑥その他
(4) 構造化		・各教科に関する知識	①社会福祉士
(5) 支援の基 みと記録	本的な枠組		②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者
(6) 虐待防止	:と身体拘束		(多その他) (本版) 1874
(7)実践報告	Î		① 度行動障害を有する者に支援を 提供している事業所の従業者等
3 強度行動	障害がある者	かんのチーム支援 (3時間)	
(8)強度行動 の原則	順がい支援	・強度行動障害を有する者の障がい特性及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他
4 強度行動	障害と生活の)組み立て(0.5時間)	
	いのある人 支援の実際	・行動障がいのある人の生活と支援に 関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他
Ⅱ 演習 1	4 時間		
1 基本的な	常報収集と記	記録等の共有に関する演習(1時間)	
(1) 情報収集 レイの基本 (1時間)		・情報収集とチームプレイに関する知 識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者

		⑤その他
2 行動障害がある者の固	目有のコミュニケーションの理解に関する	る演習(3時間)
(2) 固有のコミュニケー ション (3時間)	・行動障害がある者の固有のコミュニ ケーションの理解に関する知識及び 技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
3 行動障害の背景にある	5特性の理解に関する演習(1.5時間)	
(3) 行動障害の背景にあるもの(1.5時間)	・行動障害の背景にある特性の理解に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
4 障がい特性の理解とア	マセスメント (3時間)	
(1) 障がい特性とアセス メント(3時間)	・障がい特性の理解とアセスメントに 関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他
5 環境調整による強度行	f動障がいの支援 (3時間)	
(2) 構造化の考え方と方 法 (3時間)	・構造化の考え方と方法に関する知識 及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他
6 記録に基づく支援の評	平価(1.5時間)	
(3) 記録の収集と分析 (1.5時間)	・記録の収集と分析に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他
7 危機対応と虐待防止	(1時間)	
(4) 危機対応と虐待防止 (1 時間)	・危機対応と虐待防止に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
 - 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程

元元 年 7 19 19 17 15	(未有我, 例, 例, 性, 一种, 性, 一种, 性, 一种, 性, 一种, 性, 一种, 性, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种	
教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 11時間		
1 障がい者福祉に係る制	度及びサービスに関する講義 (3時間)	
(1) 障がい者(児)福祉の	・法に関する知識及び制度とサービス	①当該科目を担当する課の行政職員
制度とサービス	についての具体的な知識	②社会福祉士
(2時間)		③その他
(2) 移動介護従業者の制	・移動介護の制度と業務についての具	①当該科目を担当する課の行政職員
度と業務	体的な知識	②視覚障がい者移動介護従業者養成
(1時間)		研修課程修了者(旧要綱による視
		覚障害者移動介護従業者養成研修
		課程修了者を含む。以下本表にお
		いて同じ。)
		③その他
2 身体障がい者居宅介護	等に関する講義(3時間)	
(3) 居宅介護概論	・保健福祉の制度とサービスについて	①当該科目を担当する課の行政職員
(2時間)	の知識	②介護福祉士
	・居宅介護に関する具体的な知識	③サービス提供責任者
		④その他
(4) 居宅介護従業者の職	・居宅介護に従事する際の職業倫理に	①当該科目を担当する課の行政職員
業倫理	関する具体的知識	②介護福祉士
(1時間)		③サービス提供責任者
		④その他
3 視覚障がい者の疾病、	障がい等に関する講義(2時間)	
(5) 疾病、障がいの理解	・障がい・疾病に関する知識	①医師
(2時間)		②看護師、保健師
		③歩行指導員
		④視覚障害者生活訓練等指導員
		⑤その他
4 基礎的な移動の介護に	係る技術に関する講義(2時間)	
(6) 移動介護の基礎知識	・移動介護に関する基礎知識	①視覚障がい者移動介護従業者養成
(2時間)		研修課程修了者
		②歩行指導員
		③視覚障害者生活訓練等指導員
		④その他
5 障がい者の心理に関す	る講義(1時間)	
(7) 障がい者(児)の心理	・障がい者(児)の心理に関する知識	①介護福祉士
		l a
(1時間)		②社会福祉土
(1時間)		②社会福祉土 ③臨床心理の専門家(臨床心理士)
(1時間)		

Ⅱ 演習 9時間			
1 移動の介護に係る技術	に関する演習 (9時間)		
(1) 移動介護の基本技術	・移動介護の基本技術に関する知識及	①視覚障がい者移動介護従業者養成	
(2時間)	び技術	研修課程修了者	
		②歩行指導員	
		③視覚障害者生活訓練等指導員	
		④その他	
(2) 屋内の移動介護	・屋内の移動介護に関する知識及び技	①視覚障がい者移動介護従業者養成	
(2時間)	術	研修課程修了者	
		②歩行指導員	
		③視覚障害者生活訓練等指導員	
		④その他	
(3) 屋外の移動介護	・屋外の移動介護に関する知識及び技	①視覚障がい者移動介護従業者養成	
(4時間)	術	研修課程修了者	
		②歩行指導員	
		③視覚障害者生活訓練等指導員	
		④その他	
(4) 応用技能	・複数の視覚障がい者をガイドする場	①視覚障がい者移動介護従業者養成	
(1時間)	合などの応用技能に関する知識及び	研修課程修了者	
	技術	②歩行指導員	
		③視覚障害者生活訓練等指導員	
		④その他	

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
 - 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件
I 講義 12時間		
1 障がい者福祉に係る制	度及びサービスに関する講義(3時間)	
(1) 障がい者(児)福祉の 制度とサービス(2時間)(2) 移動介護従業者の制	・法に関する知識及び制度とサービス についての具体的な知識 ・移動介護の制度と業務についての具	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③その他 ①当該科目を担当する課の行政職員
度と業務 (1時間)	体的な知識	②全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者(旧要綱による全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者を含む。以下本表において同じ。)
2 身体障がい者居宅介護	等に関する講義 (3時間)	
(3) 居宅介護概論 (2時間)	・保健福祉の制度とサービスについて の知識 ・居宅介護に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
(4) 居宅介護従事者の職業倫理(1時間)	・居宅介護に従事する際の職業倫理に 関する具体的知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他
3 全身性障がい者の疾病	5、障がい等に関する講義(2時間)	
(5) 重度肢体不自由者 (児)における障がい の理解 (1時間)	・重度肢体不自由者(児)における障が いに関する知識	①医師 ②保健師 ③肢体不自由者を対象とした障害者 支援施設の生活支援員 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥その他
(6) 介護に係わる車いす 及び装具等の理解(1時間)	・介護に係わる車いす及び装具等に関する知識	①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④義肢装具士 ⑤その他
4 基礎的な移動の介護に	孫る技術に関する講義(3時間)	
(7) 姿勢保持について (1時間)	・障がい者(児)の姿勢保持に関する知識	①全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者 ②理学療法士 ③作業療法士 ④その他

	T	
(8) コミュニケーション	・言語障がいに関する知識及び言語障	①医師
について	がいのある人への接し方の知識	②言語療法士
(1時間)		③その他
(9) 事故防止に関する心	・障がい者(児)の事故防止に関する知	①全身性障がい者移動介護従業者養
がけと対策	識	成研修課程修了者
(1時間)		②保健師
		③救急救命士
		④その他
5 障がい者の心理に関す	する講義(1時間)	
(10) 障がい者(児)の心	・障がい者(児)の心理に関する知識	①介護福祉士
理		②社会福祉士
(1時間)		③臨床心理の専門家(臨床心理士)
		④心理判定員
		⑤その他
Ⅲ 演習 4時間		
1 車いすでの移動の介記	護に係る技術に関する演習(4時間)	
(1) 抱きかかえ方及び移	・抱きかかえ方及び移乗に関する知識	①全身性障がい者移動介護従業者養
乗の方法	及び技術	成研修課程修了者
(1時間)		②理学療法士
(2) 車いすの移動介護	・車いすの移動介護に関する知識及び	③作業療法士
(2時間)	技術	④保健師
		⑤肢体不自由者を対象とした障害者
		支援施設の生活支援員
		⑥その他
(3) 生活行為の介護	・生活行為の介護に関する知識及び技	①全身性障がい者移動介護従業者養
(1時間)	術	成研修課程修了者
		②保健師
		③理学療法士
		④作業療法士
		⑤その他

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
 - 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

知的障がい者移動介護従業者養成研修課程

教科名	特に求められる能力	講師の要件	
I 講義 13時間		1	
1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義(3時間)			
(1) 障がい者(児)福祉の 制度とサービス (2時間)(2) 移動介護従業者の制	・法に関する知識及び制度とサービス についての具体的な知識 ・移動介護の制度と業務についての具	①当該科目を担当する課の行政職員 ②社会福祉士 ③その他 ①当該科目を担当する課の行政職員	
(2)	体的な知識	②知的障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者(旧要綱による知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者を含む。以下本表において同じ。) ③その他	
2 知的障がい者居宅介護	隻等に関する講義(3時間)		
(3) 居宅介護概論 (2時間)	・保健福祉の制度とサービスについて の知識 ・居宅介護に関する具体的な知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他	
(4) 居宅介護従業者の職 業倫理 (1時間)	・居宅介護に従事する際の職業倫理に関する具体的知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③サービス提供責任者 ④その他	
3 知的障がい者の疾病、	障がい等に関する講義(4時間)		
(5) 疾病、障がいの理解 (4時間)	・障がい・疾病に関する知識	①医師 ②保健師・看護師 ③知的障がい者を対象とした障害者 支援施設の生活支援員 ④その他	
4 基礎的な移動の介護に	4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義(2時間)		
(6) 移動介護の基礎知識 (2時間)	・移動介護に関する基礎知識	①知的障がい者移動介護従業者養成 研修課程修了者 ②知的障がい者を対象とした障害者 支援施設の生活支援員 ③その他	
5 障がい者の心理に関する講義(1時間)			
(7) 障がい者(児)の心理 (1時間)	・障がい者(児)の心理に関する知識	①介護福祉士②社会福祉士③臨床心理の専門家(臨床心理士)④心理判定員⑤その他	

П	演習 6 時間		
1	移動の介護に係る技術に関する講義 (6時間)		
(1)	移動の介護に係る技	・移動介護の技術に関する知識及び技	①知的障がい者移動介護従業者養成
術		術	研修課程修了者
(6	;時間)		②知的障がい者を対象とした障害者
			支援施設の生活支援員
			③その他

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
 - 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)課程カリキュラム

教科名	「修(基礎研修)課程刀リキュフ 特に求められる能力	講師の要件
I 講義 6時間		
1 強度行動障害がある者の基	基本的理解に関する講義(2.5時間)	
(1) 強度行動障害とは	・強度行動障害を有する者の障がい	①社会福祉士
	特性及び支援技術に関する知識	②介護福祉士
		③看護師、保健師
		④指導者研修(基礎)修了者
		⑤その他
(2) 強度行動障がいと医療	・行動障がい及び発達障がい等の医	①医師
	療に関する知識	②看護師、保健師
		③その他
2 強度行動障害に関する制度	E及び支援技術の基礎的な知識に関する	5講義(3.5時間)
	・強度行動障害に関する障害福祉サ	①行政職員
	ービス、サービス利用のための判定	②社会福祉士
	基準、支援者の養成研修等の最新の	③介護福祉士
(3) 強度行動障害と制度	制度内容に関する知識	④看護師、保健師
		⑤指導者研修(基礎)修了者
		⑥その他
(4) 構造化		①社会福祉士
(5) 士極の甘土的み物如7、1、		②介護福祉士
(5) 支援の基本的な枠組みと		③看護師、保健師
記録	・各教科に関する知識	④指導者研修(基礎)修了者
(6) 虐待防止と身体拘束		⑤その他
()		①強度行動障害を有する者に支援
(7) 実践報告		を提供している事業所の従業者等
Ⅱ 演習 6時間		
	の共有に関する演習(1時間)	
	序の共有に関する演習(1時間)	①社会福祉士
1 基本的な情報収集と記録等		①社会福祉士 ②介護福祉士
1 基本的な情報収集と記録等	・情報収集とチームプレイに関する	
1 基本的な情報収集と記録等 (1) 情報収集とチームプレイ		②介護福祉士
1 基本的な情報収集と記録等(1) 情報収集とチームプレイの基本	・情報収集とチームプレイに関する	②介護福祉士 ③看護師、保健師
1 基本的な情報収集と記録等(1) 情報収集とチームプレイの基本(1時間)	・情報収集とチームプレイに関する	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
1 基本的な情報収集と記録等(1) 情報収集とチームプレイの基本(1時間)	・情報収集とチームプレイに関する 知識及び技術	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
 基本的な情報収集と記録等 (1)情報収集とチームプレイの基本(1時間) 行動障害がある者の固有の 	・情報収集とチームプレイに関する 知識及び技術	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 译習(2.5時間)
 基本的な情報収集と記録等 (1)情報収集とチームプレイの基本(1時間) 行動障害がある者の固有の 	・情報収集とチームプレイに関する 知識及び技術)コミュニケーションの理解に関する演	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 習(2.5時間) ①社会福祉士
 基本的な情報収集と記録等 (1) 情報収集とチームプレイの基本(1時間) 2 行動障害がある者の固有の (2) 固有のコミュニケーショ 	・情報収集とチームプレイに関する 知識及び技術)コミュニケーションの理解に関する復・行動障害がある者の固有のコミュ	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 図 (2.5時間) ①社会福祉士 ②介護福祉士
 基本的な情報収集と記録等 (1)情報収集とチームプレイの基本(1時間) 2 行動障害がある者の固有の (2)固有のコミュニケーション 	 情報収集とチームプレイに関する 知識及び技術 コミュニケーションの理解に関する液 ・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する知識及 	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 図習(2.5時間) ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師
 基本的な情報収集と記録等 (1)情報収集とチームプレイの基本(1時間) 2 行動障害がある者の固有の (2)固有のコミュニケーション (2.5時間) 	 情報収集とチームプレイに関する 知識及び技術 コミュニケーションの理解に関する液 ・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する知識及 	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 習(2.5時間) ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者
 基本的な情報収集と記録等 (1)情報収集とチームプレイの基本(1時間) 2 行動障害がある者の固有の (2)固有のコミュニケーション (2.5時間) 	 情報収集とチームプレイに関する知識及び技術 コミュニケーションの理解に関する液・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する知識及び技術 	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 習(2.5時間) ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者
 基本的な情報収集と記録等 (1)情報収集とチームプレイの基本(1時間) 2 行動障害がある者の固有の (2)固有のコミュニケーション (2.5時間) 	・情報収集とチームプレイに関する 知識及び技術 コミュニケーションの理解に関する演 ・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する知識及び技術 Eの理解に関する演習(2.5時間)	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 習(2.5時間) ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
 基本的な情報収集と記録等 (1)情報収集とチームプレイの基本(1時間) 2 行動障害がある者の固有の (2)固有のコミュニケーション(2.5時間) 3 行動障害の背景にある特性 	 情報収集とチームプレイに関する知識及び技術 コミュニケーションの理解に関する復 ・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する知識及び技術 上の理解に関する演習(2.5時間) ・行動障害の背景にある特性の理解 	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 習(2.5時間) ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他
 基本的な情報収集と記録等 (1)情報収集とチームプレイの基本(1時間) 2 行動障害がある者の固有の(2)固有のコミュニケーション(2.5時間) 3 行動障害の背景にある特性(3)行動障害の背景にあるも 	・情報収集とチームプレイに関する 知識及び技術 コミュニケーションの理解に関する演 ・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する知識及び技術 Eの理解に関する演習(2.5時間)	②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 習(2.5時間) ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(基礎)修了者 ⑤その他 ①社会福祉士 ②介護福祉士

※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替

え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に 適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしく は理由書等により十分説明を加えること。

2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)課程カリキュラム

教科名	修(実践研修)課程カリキュフ 特に求められる能力	講師の要件
I 講義 4時間	100 000 0000	HIVE SXIII
1 強度行動障害がある者への)チーム支援 (2時間)	
(1) 強度行動障がい支援の原 則	・強度行動障害を有する者の障がい特性及び支援技術に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者
		⑤その他
2 強度行動障害と生活の組み	☆立て (2時間) 「	
(2) 行動障がいのある人の生活と支援の実際	・行動障がいのある人の生活と支援 の実際に関する知識	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他
Ⅱ 演習 8時間		
 1 障がい特性の理解とアセス	スメント (2.5時間)	
(1) 障がい特性とアセスメント(2.5時間)	・強度行動障害を有する者の障がい 特性及びアセスメントに関する知識 及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他
2 環境調整による強度行動障	節がいの支援(3.5時間)	
(2) 構造化の考え方と方法 (3.5時間)	・構造化の考え方と方法に関する知識及び技術	①社会福祉士②介護福祉士③看護師、保健師④指導者研修(実践)修了者⑤その他
3 記録に基づく支援の評価	(1時間)	
(3) 記録の収集と分析 (1時 間)	・記録の収集と分析に関する知識及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他
4 危機対応と虐待防止(1時	宇間)	
(4) 危機対応と虐待防止(1 時間)	・危機対応と虐待防止に関する知識 及び技術	①社会福祉士 ②介護福祉士 ③看護師、保健師 ④指導者研修(実践)修了者 ⑤その他

- ※1 「その他」とは、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、当該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する職員(非常勤を含む。)、又はその業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。
- 2 特に求められる能力については、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に的確に 指導できるレベルであることを必要とする。

講師の具体的要件

別紙4の講師の要件は、具体的には下記のとおりとする。

資格等	実務経験	その他の要件
介護福祉士	直接援助経験5年以上	
社会福祉士	相談援助業務経験3年以上	
サービス提供責任者※1	訪問介護業務又は居宅介護業務を3 年以上	指定訪問介護事業所、指定居宅介護 事業所又は基準該当居宅介護事業 所のサービス提供責任者であるこ と。
現任の居宅介護従業者 ※1	訪問介護業務又は居宅介護業務を3 年以上	現在、指定訪問介護事業所、指定居 宅介護事業所又は基準該当居宅介 護事業所に勤務しているものであ ること。
重度訪問介護従業者	重度の肢体不自由者に対する介護を 含む介護業務経験3年以上	
行動援護従業者	知的障がい者(児)又は精神障がい者 に対する介護を含む介護業務経験3 年以上	
看護師、保健師	実務経験3年以上	
在宅福祉と連携をとっている看護師、保健師※ 2	実務経験3年以上	・保健師については、地域の訪問指導などの在宅福祉サービスに関わる事業に従事していること。 ・看護師については、訪問看護業務など在宅福祉サービスに関わる業務に従事していること。
臨床心理の専門家 (臨床心理士)	相談業務従事3年以上	
医師		
理学療法士	3年以上の直接援助実務経験	
作業療法士	3年以上の直接援助実務経験	
栄養士	3年以上の実務経験	障がい者・高齢者施設で従事していることが望ましい。
在宅レクリエーション		レクリエーション指導員、レクリエ
の専門家		ーション指導を職業とする者。
その他 (当該科目を担当		大学院、大学、短期大学、介護福祉
する教員等)※2		士養成校等において、当該科目ある いは読み替え可能な科目を担当す る教員(非常勤を含む。)等、その 業績から当該科目の担当に適任で あると認められる者。
行政職員※2		当該科目を担当する部署における 職員であること。(同等の行政実務 経験者を含む。)

介護支援専門員※1	2年以上の実務経験	現に居宅介護支援事業所に勤務し
		ているものであること。
救急救命士	3年以上の実務経験	
歯科衛生士	3年以上の実務経験	
1級建築士	3年以上の実務経験	高齢者に対する住宅改修の経験を
		有するものであること。
福祉用具専門相談員	3年以上の実務経験	福祉用具の販売・貸与業務に従事し
		ていること。
研修修了者※3	介護業務を3年以上	現に指定居宅介護事業所又は基準
		該当居宅介護事業所に勤務してい
		るものであること。
歩行指導員・歩行訓練士		
視覚障害者生活訓練等	2年以上の実務経験	視覚障がい者関連施設、盲学校等に
指導員		勤務していることが望ましい。
心理判定員	相談業務従事3年以上	
生活支援員※4	3年以上の直接援助実務経験	該当施設に勤務していること。
義肢装具士		
言語療法士	3年以上の直接援助実務経験	
指導者研修(基礎)修了		国立のぞみの園が開催する強度行
指导有研修(基礎)修了 者		動障害支援者養成研修(基礎研修
日		(指導者研修))修了者
指導者研修(実践)修了		国立のぞみの園が開催する強度行
指导有研修(美政)修了 者		動障害支援者養成研修(実践研修
日		(指導者研修))修了者

- 1 ※1については、現職であること。
- 2 ※2については、現職又は離職後2年以内であること。
- 3 ※1、2以外の資格等については、現職又は離職後5年以内であること。
- 4 ※2については離職後2年以上、※1、2以外の資格等については離職後5年以上経過している場合には、その期間内に関連分野の知識、技術の進歩があると考えられることから、その知識や技術を自己研鑚している等、当該講師が担当科目を教授するにふさわしい知識、技術を有しているかを説明する書面を添付して協議すること。
- 5 ※3は視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者、全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程 修了者、知的障がい者移動介護従業者養成研修課程修了者をいう。
- 6 ※4は肢体不自由者を対象とした障害者支援施設の生活支援員、知的障がい者を対象とした障害者支援 施設の生活支援員をいう。

実習施設および実習指導者

1 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

1 中自自治 自为 股风水自盗捉 引 多称在			
内容	実習施設	指導者の要件	
生活介護を行う事業所等	デイサービスセンター	1年以上当該施設において直接介護	
のサービス提供現場の見	在宅介護支援センター	業務に従事する介護福祉士又は看護	
学	指定通所介護事業所	師	
8時間	指定通所リハビリテーション事業所		
※居宅介護同行訪問見学	等		
を含む (3時間×1回以	指定居宅介護事業所	介護福祉士又は居宅介護職員初任者	
上実施)	指定訪問介護事業所	研修課程修了者	

2 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

内容	実習施設	指導者の要件
基礎的な介護技術と重度	重度訪問介護事業所、居宅介護事業	1年以上当該施設において直接介護
の肢体不自由者とのコミ	所、生活介護事業所、障害者支援施設	業務に従事する介護福祉士又は看護
ュニケーションの技術に	(重度肢体不自由者を対象に含む施	師
関する実習	設に限る)	
5 時間	特別養護老人ホーム	
外出時の介護技術に関す	介護老人保健施設	
る実習	介護療養型医療施設	
2時間	認知症対応型共同生活介護事業所	
	特定施設入所者生活介護の指定を受	
	けた有料老人ホーム及び軽費老人ホ	
	ーム	

3 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

内容	実習施設	指導者の要件
重度の肢体不自由者の介	重度訪問介護事業所、居宅介護事業	1年以上当該施設において直接介護
護サービス提供現場での	所、生活介護事業所、障害者支援施設	業務に従事する介護福祉士又は看護
実習	(障害程度区分5又は6である肢体	師
3 時間	不自由者を対象に対する介護サービ	
	ス提供現場(1箇所以上))	
	特別養護老人ホーム	
	介護老人保健施設	
	介護療養型医療施設	
	認知症対応型共同生活介護事業所	
	特定施設入所者生活介護の指定を受	
	けた有料老人ホーム及び軽費老人ホ	
	ーム	
	指定居宅介護事業所	介護福祉士又は居宅介護職員初任者
	指定訪問介護事業所	研修課程修了者

4 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

内容	実習施設	指導者の要件
基礎的な介護技術と重度	重度訪問介護事業所、居宅介護事業	1年以上当該施設において直接介護
の肢体不自由者とのコミ	所、生活介護事業所、障害者支援施設	業務に従事する介護福祉士又は看護
ュニケーションの技術に	(重度肢体不自由者を対象に含む施	師
関する実習	設に限る)	
3時間	特別養護老人ホーム	
	介護老人保健施設	
外出時の介護技術に関す	介護療養型医療施設	
る実習	認知症対応型共同生活介護事業所	
2 時間	特定施設入所者生活介護の指定を受	
	けた有料老人ホーム及び軽費老人ホ	
	ーム	
重度の肢体不自由者の介	重度訪問介護事業所、居宅介護事業	
護サービス提供現場での	所、生活介護事業所、障害者支援施設	
実習	(障害程度区分5又は6である肢体	
3. 5時間	不自由者を対象に対する介護サービ	
	ス提供現場(1箇所以上))	
	特別養護老人ホーム	
	介護老人保健施設	
	介護療養型医療施設	
	認知症対応型共同生活介護事業所	
	特定施設入所者生活介護の指定を受	
	けた	
	有料老人ホーム及び軽費老人ホーム	
	指定居宅介護事業所	介護福祉士又は居宅介護職員初任者
	指定訪問介護事業所	研修課程修了者

様式第1号(第2(6)の②関係)

第 号

修了証明書

 氏
 名

 生年月日
 年
 月
 日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の (別記) を修了したことを証明する。

年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者名
印

A4版が望ましい。

第 号

修 了 証 明 書 (携帯用)

 氏
 名

 生年月日
 年
 月
 日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の (別記) を修了したことを証明する。

年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者名
印

名刺サイズ (55mm×91mm) が望ましい。

(別記) 居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程、視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程、全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程、知的障がい者移動介護従業者養成研修課程

様式第1号の2 (第2 (6) の②関係)

第 号

修了証明書

氏 名

生年月日 年 月 日生

厚生労働大臣の定めるところにより当該研修事業者が山形県知事の指定を受けて行う(別記)を修了したことを証明する。

年 月 日

(指定された事業者名)

代表 〇〇 〇〇 印

A4版が望ましい。

第 号

修 了 証 明 書 (携帯用)

氏 名

生年月日 年 月 日生

厚生労働大臣の定めるところにより当該研修事業者が山形県知事の指定を受けて行う(別記)を修了したことを証明する。

年 月 日

(指定された事業者名)

代表 〇〇 〇〇 印

名刺サイズ (55mm×91mm) が望ましい。

(別記) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

山 形 県 知 事 殿

住所又は所在地 申請者名(氏名又は名称及び代表者の氏名) 印

山形県居宅介護職員初任者研修等事業指定申請書

下記の研修事業について、○○研修○○課程として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 研修事業の名称及び課程
- 2 添付書類
- (1) 学則
- (2) 講師履歴 (様式1)
- (3) 演習時の福祉用具の使用計画(様式2)及び研修会場見取り図
- (4) 講義室及び演習室の利用承諾書
- (5) 実習計画書(様式3)
- (6) 実習施設利用承諾書(様式4)
- (7) 収支予算(様式5)及び向こう2年間の財政計画
- (8) 定款、寄付行為その他の基本約款
- (9) 財産目録、貸借対照表等資産状況を示す書類
- (10) 講義を通信方法で行う場合は、添削課題、模範解答、解説集及び採点基準並びに 合格点を明示したもの
- ※ 毎年度、研修事業ごとに申請すること。

但し、同一年度内に複数回の申請を行う場合、2回目以降の申請にあたっては、内容変更がない限り、2(2)、(4)、(7)、(8)、(9)及び(10)の添付を省略することができる。

○○研修○○課程

講 師 履 歴

年 月 日現在 養成研修担当 科目 ふりがな 性別 男 · 女 氏 名 (生年月日 年 月 日 歳) 所 属 現 職及び 在 業務内容 在職 年 教育内容(学部、学科、専攻) 名 称 期間 及び業務内容 (職、内容) 年 年 月~ 月 担 当 科 目 に 関 係 \mathcal{O} あ る 経 歴 名 称 取得機関 取得年月日 資 年 月 日 格 免 許

福祉用具の使用計画

月日	時間	演習項目	福祉用具

実習計画書(○○研修○○課程)

ア ○○に関する実習(○時間)

施設名	実習指導者			受入人数	1日の 限度人数	研修期間
旭以石	資 格	氏 名	勤務年数	文八八剱	限度人数	初形列间
合 計						

イ △△に関する実習(△時間)

施設名	実習指導者			受入人数	1日の 限度人数	研修期間	
旭苡石	資 格	氏 名	勤務年数	文八八剱	限度人数	柳修朔间	
合 計							

ウ ◇◇見学 (◇時間)

施設名	実習指導者			受入人数	1日の 限度人数	研修期間
旭以石	資 格	氏 名	勤務年数	文八八剱	限度人数	初形朔间
合 計						

実習施設利用承諾書(○○研修○○課程)

平成 年 月 日

殿

所 在 地 名 称 代 表 者 職・氏名

印

○○研修○○課程の実習の受け入れについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 実習の区分 例 1 \bigcirc に関する実習 (\bigcirc 時間 \times 2 日= \bigcirc 時間) 例 2 \bigcirc 見学 (\bigcirc 時間)
- 2 施設等の種別
- 3 施設等の名称及び所在地
- 4 受け入れ条件
- (1) 受け入れ期間 平成 年 月 日 \sim 平成 年 月 日 (日間) 時 分 \sim 時 分 (休憩を除き 時間)

名

- (2) 受け入れ人数 時間× 日を 名
- (3) 1日当たりの人数(限度)

※複数の実習区分で併せて承諾を得る場合は、別に作成してください。

収支予算

項目	金 額	算 出 内 訳
収入合計		
1 受講料		
2 テキスト代		
支出合計		
1 講師謝礼		
(1)講義		
(2)演習		
小計		
2 実習謝礼 (1)○○実習		
(1)○○美自		
小計		
3 テキスト購入		
4 修了証明書印刷		
5 消耗品		
小計		
6 賃貸料		
7 会場費		
8 通信費		

山 形 県 知 事 殿

住所又は所在地 申請者名(氏名又は名称及び代表者の氏名) 印

山形県居宅介護職員初任者研修等事業変更届

平成 年 月 日付け指令障第 号により指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 研修事業の名称
- 2 変更事項
- (1)変更前
- (2) 変更後
- 3 変更理由※理由が分かるよう記載すること。
- 4 添付書類 ※学則の別紙その他変更となる部分の差し換え部分を記載すること。

山 形 県 知 事 殿

住所又は所在地 申請者名(氏名又は名称及び代表者の氏名) 印

山形県居宅介護職員初任者研修等事業報告書

平成 年 月 日付け指令障第 号で指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業について、 研修が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 研修事業の名称

2 課程 課程

3 募集定員 人

- 4 受講者及び修了者
- (1)受講者 人
- (2) 修了者 人
- (3) 未修了者 人 未修了者内訳(辞退者 人、補講者 人)
- 5 講師の実施状況 (別紙講義 (演習) 実施確認書のとおり)
- 6 実習の状況 (別紙実習修了確認書のとおり)
- 7 修了者名簿(別紙名簿のとおり)

○○研修○○課程修了者名簿

事業者名			

研修期間 年 月 日から 年 月 日

NO.	ふりがな 氏 名	住所	電話番号 生年月日	· 采县 生在日日 課題	課程	修了証明書		- 備 考
NO.	氏 名	上 刀	电阳雷力	工十万百	环1生	番号	年 月 日	VIII 🗡
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

講義 (演習) 実施確認書

山 形 県 知 事 殿

住所又は所在地 申請者名(氏名又は名称及び代表者の氏名) 印

平成 年 月 日付け指令障第 号(研修期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日)で指定を受けた(研修事業の名称及び課程)について、下記のとおり講師の実施確認を得ま した。

記

科目名	実施日	時間数	講師氏名	確認印
	/			
	/			
	/			
	/			
== 中	/			
	/			
	/			
義	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
演	/			
	/			
習	/			
	/			

- 注1 「講師氏名」欄には、担当した講師の<u>自署</u>を、「確認印」欄には、当該講師の確認印の押印を受領すること。
 - 2 科目ごと又は講師ごとに一欄とすること。

実習修了確認書(○○研修○○課程)

事業者名

研修期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

		○○に関する実習 実習先		△△に関	する実習	$\Diamond \langle$	◇◇見学	
NO.	修了者氏名	実行	写先 	実資	9先	実習先		備考
1								
2		//	//	//	//	//	//	
3		//	//	//	//	//	//	
4		//	//	//	//	//	//	
5		//	//	//	//	//	//	
6		//	//	//	//	//	//	
7		//	//	//	//	//	//	
8		//	//	//		//		
9					//			
10								
11								
12								
13								
14								

※実習施設が多い場合は、実習教科ごとの表とすること

山 形 県 知 事 殿

住所又は所在地名 申請者(氏名又は名称及び代表者の氏名) 印

居宅介護職員初任者研修等事業報告書(補講分)

平成 年 月 日付け指令障第 号で指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業について、研修の未修了者について補講を行い、修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 研修事業の名称
- 2 課程 課程
- 3 研修期間 年 月 日から 年 月 日
- 4 補講者数今回修了者名(前回までの報告との累計:研修受講者名、補講者名、辞退者名、修了者合計名)
- 5 補講実施状況 (別紙実施状況報告書のとおり)
- 6 講師の実施状況 (別紙講義(演習)実施確認書のとおり)
- 7 実習の状況 (別紙実習修了確認書のとおり)
- 8 補講者名(別紙名簿のとおり)

補講実施状況報告書

補講者名	補講科目	補講実施日	補講実施場所	補講担当講師	補講実施団体